

委員意見、関係市町長意見、関係課意見、配慮書時知事意見まとめ（項目別）

<構成>

■全般的事項

- (1) 事業の具体化、環境影響評価
- (2) 手続

■個別事項

- (1) 大気質
- (2) 騒音、振動、微気圧波、低周波音
- (3) 水質、地下水、水資源
- (4) 地形及び地質
- (5) 地盤
- (6) 土壤
- (7) 日照阻害、電波障害
- (8) 文化財
- (9) 動物、植物、生態系
- (10) 景観
- (11) 人と自然とのふれあいの活動の場
- (12) 廃棄物等
- (13) 温室効果ガス

■その他

■全般的な事項

(1) 事業の具体化、環境影響評価

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 準備書までに適切に具体化、経緯等の明示	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 方法書 3-5 ページによると東小浜附近から京都駅までの間の山岳トンネル区間は、明り区間の有無によるが、世界有数の長さのトンネルになると思われる。しかし、方法書には<u>乗客の安全や避難に関する施設の記載がほとんどない</u>。例えば数 km ごとの避難口や救急車への乗換場所といった施設は設けるのか。また、それら施設による環境影響の評価も必要ではないか。 ○ 配慮書のときもルートに関して色々な意見があったが、現時点でも<u>幅をもったルート帯のままであり、環境影響評価の方法の検討に当たっては、どこに重点をおくべきかの議論がしづらい</u>という印象である。 <u>今後のルート絞り込みの見通しはどうなっているのか。現時点のルート帯から複数のルート候補に絞られ環境影響を比較検討していくものと思うが、いつ、どこまで絞り込まれていくのか。</u> ○ 配慮書に対する知事意見の「ルートの位置等及び絞込みの経緯について、方法書以降の手続で明らかにし」という記載には、<u>絞り込めなかった経緯も記載するべき</u>という考え方も含まれていたと思うが、ほとんど説明されていないので今のような質問が出たと思う。<u>ルート選定については関心が高いと思うので、今後は留意して進められたい。</u> ○ 次の準備書手続の後は評価書の作成を経て着工となると思われるが、<u>準備書ではどの程度ルートが絞られるのか。</u> ○ <u>立坑等を設置する場所が限定されリストアップできるなら、現時点でも示せるのではないか。</u> ○ 本事業では山岳トンネルが数十 km になるなど世界的に見ても非常に長いトンネルになるので、乗客の避難路も兼ねた斜坑等も必要と考えられる。しかし、方法書 3-11 ページには、図 3-3-7 に立坑及び斜坑のイメージ図があるのみであり、<u>乗客の避難路も兼ねた斜坑等の構造物が想定されていない</u>と思われる。<u>乗客の安全の確保の観点から、長距離トンネルに関する国内外の安全基準に照らして、必要な施設を追加すること。</u>あわせて、新規に追加する施設が周辺の環境に及ぼす影響についても調査、予測及び評価をして、適切に対応すること。 ○ 「2 (1) 事業計画の具体化、環境影響評価 ウ 具体計画・手法の詳細や検討経緯・選定理由の明示」について、明示できない場合に理由の記載等を求めているが、<u>準備書時点で明らかになつていなければ適切な環境影響評価ができないため、「明示できない場合」以下の記載は不要だとも思うが意図は何か。</u> また、「検討経緯・選定理由を明示」について、事業者の説明では環境以外にも社会影響や経済的な観点も含めて事業計画の具体化を行うことだったので、<u>具体化に至る検討経緯や選定理由も明示するよう記載するべきである。</u> ○ 準備書段階では、正確な地点は明らかにされないとても、<u>具体的にどの場所にどういった施設（斜坑、立坑、明り、トンネル、車両基地等）が設置されるかは明らかになつていないと適切に環境影響評価を行えない</u>ので、<u>その程度は記載されるよう答申の全般的な事項で表現し求める必要がある。</u> ○ 本事業は、路線や施設等の存在・供用だけでなく、工事による影響も大きいと思うので、<u>それぞれの影響要因の違いが分かるように表現してはどうか。</u> 地下水を含めて水循環への影響は工事中と完成後で異なる。また、南部の平地部トンネルと北部の山岳トンネルでは工事中を含め地下水への影響が大きく異なると思われる所以、<u>その違いも踏まえた調査等が重要だと考える。</u><u>その点を全般的な事項で記載してもよいのではないか。</u>また、トンネル・斜坑・立坑等については、工法や掘削方向などでも地下水等への影響が異なると思う。 ○ 本事業では、<u>ルート位置の選定だけでなく、駅や車両基地といった施設の影響の検討と工法の選定も重要である</u>と思う。 ○ 事業者回答では準備書段階では細い線としてルートと示すことだったが、<u>適切な環境影響評価のためには、ルート位置を示すだけでなく、複数設けられる斜坑・立坑等の位置や土の保管場所、道路の拡幅場所等、ポイントが明示される必要がある。</u>過去のアセス事例と異なり、事業計画が幅広いままであり<u>具体的な意見が示すことができないので、準備書では具体的な意見を述べられるように絞り込むことが必要である。</u> ○ 私は近畿地方整備局の公共事業評価委員も務めているが、大規模事業の場合、計画から数十年後に地盤調査を行った結果ルートや基礎構造が変更されたり、社会状況の変化に伴い土砂の受け入れ場所の変更されることもある。そういう長期間的な視点をアセスの準備書としてどう扱うべきかとも思うが、ある程度は想定してもよいのではないか。 ○ 実際の施工の動きは承知しているが、短い橋梁やトンネルの事業とは異なり、<u>本事業は世界最長レベルのトンネルであり大量の掘削土砂が発生することは、関係者が自覚した方が良い。</u> ○ アセス手続後の個別の対応事例はよく分かるが、<u>本来はアセス手続の中で可能な限りの検討を行い、そういう事態が起こらないようにルートを選定すべきである。</u> <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業に係る環境影響評価方法書では、路線や駅について、具体的な区域やトンネル区間、構造等が明

	<p>らかにされておらず、また、工事中に設けられる立坑や斜坑等の位置及び規模が明らかにされていない。そのため、具体的な調査、予測及び評価を行うに当たっては、それらが具体化した段階で、必要に応じて評価方法等の見直しを行うとともに、広く情報提供し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>準備書では、路線及び立坑等の付帯設備の位置、規模等について、決定した理由及び環境配慮事項を記載すること。</u> (宇治市) ○ <u>方法書段階で環境に対する影響が不明確な部分については、環境影響評価を行う中で可能な限り準備書段階で明らかにすること。</u> <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 本配慮書手續で<u>十分検討されていない環境影響について、方法書以降の手続で適切に調査等や意見聴取等を行えるよう、方法書及び準備書の作成に合わせて、本配慮書で示された事業実施想定区域から可能な限りルートの位置等の絞込みを行うこと。</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>今後の環境影響評価手続きの中で可能な範囲でルート位置等の絞り込みを実施することにします。</u> □ <u>絞込みを行ったルートの位置等及び絞込みの経緯について、方法書以降の手続で明らかにし、丁寧に説明すること。</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>今後の環境影響評価手続きの中で明らかにするとともに、機会を捉えて丁寧に説明することとします。</u>
イ 挖削発生土等 も明確に具体化	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷賀・新大阪間の約 140km の約 8 割がトンネルとのことで、地表面の改変による影響が少なくなる一方、トンネル掘削で発生する大量の残土について、埋立て場所での生態系への影響が大きいと考えられる。方法書では残土の影響に関する記載がないが、残土の埋立て場所での影響についても検討いただきたい。また、<u>準備書までに残土の影響も踏まえた事業計画は示されるのか。</u> ○ <u>本事業においては、掘削発生土の取り扱いに関する具体的な事業計画が必要であり、その計画が周辺の環境に及ぼす影響についても調査、予測及び評価をする必要がある。</u>特に、近年は、気候変動に伴い、台風の強大化、集中豪雨の頻発等が危惧されることから、土砂災害や、洪水・浸水の観点からも適切な環境影響評価を実施し、周到な防災対策を講じる必要がある。 ○ 山岳トンネル区間は長大トンネルとなることが予想され、<u>トンネルの掘削発生土が大量に発生することが予想される。</u>甲子園球場に積み上げると数百 m にもなる計算である。<u>搬出先となる埋立地等はあるのか。</u>また、どこかに搬出するとしても仮置き自体により生態系への大きな影響が想定される。 ○ 本事業は、路線や施設等の存在・供用だけでなく、工事による影響も大きいと思うので、<u>それぞれの影響要因の違いが分かるように表現してはどうか。</u>(再掲) ○ 全くそのとおりだと思う。土木事業の現場をみると、<u>例えば北海道新幹線の延伸事業では土をどこに持っていくかが決まらないまま事業が進んでいる現状もあるが、意見としては伝えるべきである。</u>(再掲) ○ <u>山岳トンネル区間で道路幅が狭い地域で道路を拡幅する場合等、付帯工事により交通や生態系等への影響も想定されるので、指摘する必要がある。</u> ○ 本事業に関して、住民の方から手紙の送付があった。工事車両運行等の工事による影響を心配しているとのことだったので、<u>工事中の影響については、答申の中で項目を設けて指摘する必要がある。</u>本日の専門委員会について、新型コロナウイルス対策として仕方が無いものの、一般傍聴がないことにも問題があるとは思うが、答申では一般住民の意見の中で心配されている点も踏まえられるよう、事業者に対して丁寧な説明を求めるこことを非常に強調して記載すべきである。 ○ 実際の施工の動きは承知しているが、短い橋梁やトンネルの事業とは異なり、<u>本事業は世界最長レベルのトンネルであり大量の掘削土砂が発生することは、関係者が自覚した方が良い。</u>(再掲) ○ 本専門委員会の役割は懸念されることをできる限り明確に指摘することである。<u>工事影響に係る記載については、全般的な事項に新たな項目を設ける等、記載方法を検討したい。</u>(再掲) <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>工事計画の具体化に当たっては、地域の現況を十分把握したうえで工事用車両の運行ルート及び交通量、土砂の搬出方法を検討し、工事の実施時期の集中度の適正化を図るとともに、ICT（情報通信技術）等を活用するなど工事用車両の管理を行うことにより、環境への影響を緩和すること。</u> ○ <u>工事の影響については、現時点では、立坑や斜坑の位置、残土排出量が明らかにされていないが、地域住民への影響が最小限となるような工法等を検討し、適切に評価すること。</u>また、工事の実施による自然環境への影響についても適切に評価すること。 <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>工事中の環境影響について、可能な限り工事計画等を明らかにするとともに、地域の自然的状況及び社会的状況を十分把握した上で、工事中の環境影響に係る環境影響評価項目及び調査等の手法を適切に選定</u>

	<p>すること。</p> <p>■ 本事業にかかる現時点での工事計画等については、第3章に記載しております。工事中の環境影響に関する環境影響評価項目及び調査等の手法については、第7章で記載しております。今後の環境影響評価手続の中で、工事計画の深化に合わせて可能な限り詳細に記載することとします。</p>
ウ 具体化踏まえた手法選定、理由等の明示	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 方法書3-5ページによると東小浜附近から京都駅までの間の山岳トンネル区間は、明り区間の有無によるが、世界有数の長さのトンネルになると思われる。しかし、方法書には<u>乗客の安全や避難に関する施設の記載がほとんどない</u>。例えば数kmごとの避難口や救急車への乗換場所といった施設は設けるのか。また、<u>それら施設による環境影響の評価も必要ではないか</u>。 ○ 敦賀・新大阪間の約140kmの約8割がトンネルとのことで、地表面の改変による影響が少なくなる一方、トンネル掘削で発生する大量の残土について、埋立て場所での生態系への影響が大きいと考えられる。方法書では残土の影響に関する記載がないが、<u>残土の埋立て場所での影響についても検討いただきたい</u>。また、準備書までに残土の影響も踏まえた事業計画は示されるのか。(再掲) ○ 本事業では山岳トンネルが数十kmになるなど世界的に見ても非常に長いトンネルになるので、乗客の避難路も兼ねた斜坑等も必要と考えられる。しかし、方法書3-11ページには、図3-3-7に立坑及び斜坑のイメージ図があるのみであり、乗客の避難路も兼ねた斜坑等の構造物が想定されていないと思われる。乗客の安全の確保の観点から、長距離トンネルに関する国内外の安全基準に照らして、必要な施設を追加すること。あわせて、<u>新規に追加する施設が周辺の環境に及ぼす影響についても調査、予測及び評価をして、適切に対応すること</u>。(再掲) ○ 本事業においては、掘削発生土の取り扱いに関する具体的な事業計画が必要であり、<u>その計画が周辺の環境に及ぼす影響についても調査、予測及び評価をする必要がある</u>。特に、近年は、気候変動に伴い、台風の強大化、集中豪雨の頻発等が危惧されることから、土砂災害や、洪水・浸水の観点からも適切な環境影響評価を実施し、周到な防災対策を講じる必要がある。(再掲) ○ 本事業では、<u>ルート位置の選定だけでなく、駅や車両基地といった施設の影響の検討と工法の選定も重要である</u>と思う。(再掲) <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業に係る環境影響評価方法書では、路線や駅について、具体的な区域やトンネル区間、構造等が明らかにされておらず、また、工事中に設けられる立坑や斜坑等の位置及び規模が明らかにされていない。そのため、<u>具体的な調査、予測及び評価を行うに当たっては、それらが具体化した段階で、必要に応じて評価方法等の見直しを行うとともに、広く情報提供し、適切な調査、予測及び評価を行うこと</u>。(再掲) ○ 工事の影響については、現時点では、立坑や斜坑の位置、残土排出量が明らかにされていないが、地域住民への影響が最小限となるよう<u>工法等を検討し、適切に評価すること</u>。また、<u>工事の実施による自然環境への影響についても適切に評価すること</u>。(再掲) ○ <u>環境影響評価に選定しない項目については、その理由について根拠となる資料やデータを示し、説明すること</u>。 <p>(宇治市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>方法書段階で環境に対する影響が不明確な部分については、環境影響評価を行う中で可能な限り準備書段階で明らかにすること</u>。(再掲) <p>(城陽市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業の実施に伴うルート検討において、設置する施設等の位置、規模等について、地域特性を十分に反映させること。 そのうえで、<u>適切な調査項目、調査手法及び調査地点を選定し、その予測及び評価について十分に検討した環境影響評価準備書を作成するとともに、選定した理由を適切に準備書に記載すること</u>。 <p>(向日市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルートにあたっては、伏見酒造エリアを回避するとの事であるが、西側に回避する場合は、<u>本市の地下水及び環境への影響が考えられるため方法書以下の手続きにおいて、適切な予測及び評価を実施すること</u>。 <p>(南丹保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 方法書7-20ページ以降、表7-2-7の「調査の基本的な手法」の各欄中、4. 調査地点については「〇〇を適切に把握することができる地点」と記載されているが、<u>現時点で対象事業実施区域に幅があり、環境影響評価の方法を決定する本手続において、その方法（現況調査の調査地点）が適切かどうか判断することは困難</u>と考える。 <u>今後ルートが絞り込まれ、これに対し実施された現地調査地点が適切であったかどうか</u>については、改めて審査が必要ではないかと考える。 <p>(配慮書知事意見)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> □ 工事中の環境影響について、可能な限り工事計画等を明らかにするとともに、<u>地域の自然的状況及び社会的状況を十分把握した上で、工事中の環境影響に係る環境影響評価項目及び調査等の手法を適切に選定すること。</u>(再掲) ■ 本事業にかかる現時点での工事計画等については、第3章に記載しております。工事中の環境影響に係る環境影響評価項目及び調査等の手法については、第7章で記載しております。<u>今後の環境影響評価手続の中で、工事計画の深度化に合わせて可能な限り詳細に記載することとします。</u>(再掲) □ 本事業の実施により地下水をはじめとする自然環境や地域住民の生活環境、文化財等、様々な環境要素に対する影響が想定されることから、<u>適切な環境影響評価項目や調査等の手法の選定</u>、地域住民に対する十分な説明・意見聴取の機会の確保等、方法書以降の手続を丁寧に実施すること。また、方法書等の図書の作成に当たっては、適切に把握した地域特性を図表等に簡潔に示すとともに、専門家以外にも分かりやすいように記載すること。 ■ 環境影響評価項目の選定については、第7章で記載しております。また、方法書にかかる説明会を実施するとともに、一般の方からの意見募集を合わせて実施いたします。
エ 影響の回避・低減を考慮した具体化・措置検討	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この場合、これからルートを選定するに当たっては各項目の重みづけが非常に難しいことになると思う。<u>ルートごと各項目の回避・低減の程度にばらつきがある中で最終的なルートを選定した経緯を、準備書には明確に記述していただきたい。</u> ○ 方法書本編4-133ページの生態系の模式図について、生態系の把握の仕方がアバウト過ぎる。例えば同図の「①北部の丹波高原を中心とする地域」の「スギーミズナラ群落等の樹林環境」について、<u>同じスギーミズナラ群落でも非常に原生的なものと、京都を背景とした、人との関わりの長い歴史により成立しているものでは、全く違う成り立ち及び影響となる。</u>同じように見えるかもしれないが、<u>そういった違いは評価に影響すると思われる</u>ので丁寧に把握し、ルート選定の理由を、根拠を持って説明できるようにしてほしい。 ○ 以上のこと踏まえると、この区域において<u>由良川をまたぐ橋梁を設置する場合は、環境影響評価をより慎重に適切に実施していただきたい。</u> ○ アセス手続後の個別の対応事例はよく分かるが、<u>本来はアセス手続の中で可能な限りの検討を行い、そういう事態が起こらないようにルートを選定すべきである。</u>(再掲) <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 路線及び立坑等の付帯施設の位置、規模等の具体化に当たっては、<u>当該施設等からの環境影響をできる限り、回避、低減するとともに、地形及び地質や土地利用の状況等にも配慮すること。</u> ○ <u>準備書では、路線及び立坑等の付帯設備の位置、規模等について、決定した理由及び環境配慮事項を記載すること。</u>(再掲) ○ 工事計画の具体化に当たっては、地域の現況を十分把握したうえで工事用車両の運行ルート及び交通量、土砂の搬出方法を検討し、<u>工事の実施時期の集中度の適正化を図るとともに、ICT(情報通信技術)等を活用するなど工事用車両の管理を行うことにより、環境への影響を緩和すること。</u>(再掲) ○ 現京都駅付近は、高度に市街化が進んでおり、既存の交通機関の乗降客等も非常に多い地域であることから、<u>工事期間中や供用時における生活環境のほか、安全性や景観にも十分配慮すること。</u> ○ 山間部の工事においては、幹線道路が少ないとことから、<u>工事用車両の通行による地元住民の生活環境への影響についても十分配慮すること。</u> ○ 工事の影響については、現時点では、立坑や斜坑の位置、残土排出量が明らかにされていないが、<u>地域住民への影響が最小限となるような工法等を検討し、適切に評価すること。また、工事の実施による自然環境への影響についても適切に評価すること。</u>(再掲) <p>(城陽市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業の実施に伴うルート検討において、<u>設置する施設等の位置、規模等について、地域特性を十分に反映させること。</u> そのうえで、適切な調査項目、調査手法及び調査地点を選定し、その予測及び評価について十分に検討した環境影響評価準備書を作成するとともに、選定した理由を適切に準備書に記載すること。(再掲) <p>(向日市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>森本地区において区画整理事業が予定されていることから、当該事業と北陸新幹線事業を総合的に勘案し、環境に配慮すること。</u> <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る環境影響評価方法書について、今後の手続きを進めるにあたっては、以下に挙げた項目等に対して専門家の助言や意見を十分に反映させ、<u>自然環境及び生活環境の保全のための措置に努めてください。</u> ○ <u>住宅系市街地においては、生活環境の保全に十分配慮すること。</u>

	<p>特に、JR松井山手駅周辺は、丘陵部において計画的なまちづくりを行っており、閑静な住宅地や商業・業務施設が整った地域となるため、明かり区間による通過は、生活環境等への影響や既存商業施設の分断が予想されるほか、学校等、特に環境保全上配慮が必要な施設がある。</p> <p>このため、ルート及び駅位置の検討においては、これらの影響を十分考慮し、最大限回避又は低減するよう、トンネルの採用も含めて検討をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルート、駅位置は、将来のまちづくりに影響を与える重要な要素となる。このため、環境に与える影響を回避低減することはもとより、在来線駅との乗り継ぎが短時間でストレス無く行えることや、本市のまちづくりの計画との整合を図り、新幹線の整備効果を本市のみならず京都府南部地域の発展に生かすためにも、早い段階から地元自治体との綿密な協議調整を行うこと。 <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）建設事業（以下「本事業」という。）における対象事業実施区域は、優れた自然景観と貴重な生態系が認められ平成28年3月に京都丹波高原国定公園の指定を受けている。また、区域周辺には、農山村の原風景を有する重要伝統的建造物群保存地区や原生的な自然を有し、希少生物の生息地である芦生の森が含まれ国内外に誇る自然景観を有している地域である。そのため、本事業の実施にあたっては、明かり区間の建設、トンネル本坑や斜坑工事に伴う自然環境や景観への影響が懸念されることから、最大限の配慮が必要である。 ○ 調査の実施については、位置や回数、期間や時期等の具体的な調査計画が固まった段階で市町村説明会の開催や調査計画書の開示等、情報提供を行い、関係自治体の意見を反映すること。 <p>なお、調査・予測・評価を終えた後、ルートやトンネル・明かり区間の別や斜坑の位置、工事車両の搬出経路等を含めた対策の検討を行う段階で、その内容を関係自治体に報告し、意見を求める機会を設けること。</p> <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 今後、本配慮書に示された事業実施想定区域から、事業が実施されるべき位置及び線路（地上、トンネル、橋梁等）・斜横坑・立坑・換気施設・駅など事業に係る施設等の構造・配置（以下「ルートの位置等」という。）を決定又は一定の範囲・形状に限定（以下「絞込み」という。）する際は、下記「2 個別事項」に十分配慮して検討すること。 ■ 「2 個別事項」に配慮して検討することにいたします。検討結果は、準備書で示すこととします。 □ 本配慮書においては、幅を持ったルート帯及び円形の範囲が事業実施想定区域として示され、今後の方針書及び準備書の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業計画を絞り込んでいくこととされている。また、事業が実施されるべき位置だけではなく、地下構造物の有無など事業に係る施設等の構造・配置によっても環境影響が変化する。したがって、ルートの位置等の絞込みに当たっては、方法書以降の調査・予測・評価（以下「調査等」という。）や意見聴取等の手続で明らかになる環境影響についても回避又は極力低減するよう検討すること。 ■ 今後の環境影響評価手続の中で現地調査や、必要に応じて専門家の意見から得られた事柄についても回避・低減を図るよう検討してまいります。 □ 絞込みを行ったルートの位置等及び絞込みの経緯について、方法書以降の手続で明らかにし、丁寧に説明すること。 ■ 今後の環境影響評価手続の中で明らかにするとともに、機会を捉えて丁寧に説明することとします。
才 複数案の調査等、比較検討	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後のルート絞り込みの見通しはどうなっているのか。現時点のルート帯から複数のルート候補に絞られ環境影響を比較検討していくものと思うが、いつ、どこまで絞り込まれていくのか。（再掲） ○ 要望としては、準備書において、ルートありきで環境影響評価を行い、最大限の回避又は低減をしていくと評価するのではなく、複数ルートの中で環境としては最大限の回避又は低減となるルートを選定したという評価をしていただきたい。 ○ 複数のルートを設定する場合、10 地点では不足する可能性が大きいにある。もっと緻密に調査を行わないかどのルートが最適か分からぬと思うがいかがか。 ○ 調査地点数が 10 地点から 100 地点になる可能性はあるのか。 ○ 方法書本編 7-9 ページ以降の現地調査のイメージ図を見ると、既に決まっているルートの施設の周辺で調査を行うように読めるが、まだルートが決まっていないという説明と整合していない感じがするがいかがか。
力 地域特性の把握、考慮	<p>(城陽市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業の実施に伴うルート検討において、設置する施設等の位置、規模等について、地域特性を十分に反映させること。

	<p>そのうえで、<u>適切な調査項目、調査手法及び調査地点を選定し、その予測及び評価について十分に検討した環境影響評価準備書を作成するとともに、選定した理由を適切に準備書に記載すること。</u>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>調査地点の選定</u>にあたっては、<u>住居等や学校その他静穏さを要求される施設の立地状況を十分考慮し、予測及び評価を実施すること。</u> ○ 対象事業実施区域内における表 4-2-2-15(5) <u>医療・福祉施設等の状況</u>において、別紙のとおり<u>高齢者福祉施設の追加を検討すること</u>。なお、病院については病院名が変更されているので、別紙を参考すること。 (京田辺市) ○ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の対象に、対象事業実施区域内にある<u>介護施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 等）を追加し、工事期間も含めて、影響の有無について調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。</u> ○ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書に係る<u>修正箇所等</u>については、別表を参照すること。
キ 調査等の手法の見直し	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>調査地点数が 10 地点から 100 地点になる可能性はあるのか。</u>（再掲） <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業に係る環境影響評価方法書では、路線や駅について、具体的な区域やトンネル区間、構造等が明らかにされておらず、また、工事中に設けられる立坑や斜坑等の位置及び規模が明らかにされていない。そのため、具体的な調査、予測及び評価を行うに当たっては、それらが具体化した段階で、<u>必要に応じて評価方法等の見直しを行うとともに、広く情報提供し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</u>（再掲） (宇治市) ○ 具体的なルートの選定に伴い、<u>方法書段階で記載のない環境影響評価の項目について調査・予測及び評価が必要となった場合は、準備書に記載すること。</u> <p>(向日市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルートにあたっては、伏見酒造エリアを回避するとの事であるが、西側に回避する場合は、本市の地下水及び環境への影響が考えられるため方法書以下の手続きにおいて、<u>適切な予測及び評価を実施すること。</u> (再掲) <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な路線位置の選定に伴い、<u>方法書に列挙されていない環境影響評価項目について調査、予測及び評価が必要となった場合は、準備書に追加すること。</u>
ク 専門家・関係機関等へのヒアリング	<p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る環境影響評価方法書について、今後の手続きを進めるにあたっては、以下に挙げた項目等に対して<u>専門家の助言や意見を十分に反映させ、自然環境及び生活環境の保全のための措置に努めてください。</u>（再掲）

(2) 手続

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 丁寧な説明、手続きの周知、広く情報提供	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配慮書に対する知事意見の「ルートの位置等及び絞込みの経緯について、方法書以降の手続で明らかにし」という記載には、<u>絞り込めなかった経緯も記載するべき</u>という考えも含まれていたと思うが、ほとんど説明されていないので今のような質問が出たと思う。<u>ルート選定については関心が高い</u>と思うので、今後は留意して進められたい。(再掲) ○ 本事業に関して、住民の方から手紙の送付があった。工事車両運行等の工事による影響を心配していることだったので、工事中の影響については、答申の中で項目を設けて指摘する必要がある。本日の専門委員会について、新型コロナウイルス対策として仕方が無いものの、一般傍聴がないことにも問題があるとは思うが、<u>答申では一般住民の意見の中で心配されている点も踏まえられるよう、事業者に対して丁寧な説明を求める</u>ことを非常に強調して記載するべきである。(再掲) ○ <u>住民の意見に対しては丁寧な対応が必要だと</u>考える。本日の専門委員会の傍聴中止は委員長としての判断でもあり、議事要旨の公開等、今後の対応は適切に行うよう事務局に伝えている。(再掲) <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業に係る環境影響評価方法書では、路線や駅について、具体的な区域やトンネル区間、構造等が明らかにされておらず、また、工事中に設けられる立坑や斜坑等の位置及び規模が明らかにされていない。そのため、<u>具体的な調査、予測及び評価を行うに当たっては、それらが具体化した段階で、必要に応じて評価方法等の見直しを行うとともに、広く情報提供し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</u>(再掲) ○ 本事業は、本市を含む京都府、福井県及び大阪府にまたがる広範囲で実施されるとともに、工事期間も長期に及ぶものであることから、市民の理解と協力が不可欠であり、<u>丁寧な説明を行い、慎重に計画を進めること。</u> <p>(宇治市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>具体的なルートを早期に公表し、地域住民等に十分説明すること。</u> ○ 引き続き<u>沿線住民等</u>に対して、本事業の必要性及び法に基づく環境影響評価の内容等について十分説明し、一層の理解を得るよう努めること。 <p>(長岡京市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>工事車両等通行することが見込まれる場合は地域住民への周知を行うなど、配慮をお願いします。</u>また、騒音・振動・粉じん等による環境影響について、様々な要因を考慮に入れた上で詳細に調査を行い、抑制に努めてください。事業に際して苦情の申し立て等があった場合には真摯に対応してください。 ○ <u>方法書に対する意見を受けられた後、実際に如何なる方法で調査を行うか、またその結果について、その都度情報提供を行ってください。</u> <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、本市においては、市内に駅の設置が予定されており、<u>市民等の関心が非常に高い</u>ことから、方法書以降の手続きにおいて、<u>地域住民に対する迅速な情報提供と十分な説明、意見聴取の機会の確保を行ってください。</u> ○ 今後の環境影響評価に係る<u>状況報告を適時行うこと。</u> <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>調査の実施については、位置や回数、期間や時期等の具体的な調査計画が固まった段階で市町村説明会の開催や調査計画書の開示等、情報提供を行い、関係自治体の意見を反映すること。</u> なお、調査・予測・評価を終えた後、ルートやトンネル・明かり区間の別や斜坑の位置、工事車両の搬出経路等を含めた対策の検討を行う段階で、その内容を関係自治体に報告し、意見を求める機会を設けること。(再掲) <p>(乙訓保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>京都市内でのみ調査等を行う場合であっても、向日市又は長岡京市との市境付近で実施されるものについては、当所及び隣接市に十分な情報提供を行うこと。</u> <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 本事業の実施により地下水をはじめとする自然環境や地域住民の生活環境、文化財等、様々な環境要素に対する影響が想定されることから、適切な環境影響評価項目や調査等の手法の選定、<u>地域住民に対する十分な説明・意見聴取の機会の確保等、方法書以降の手続を丁寧に実施すること。</u>また、<u>方法書等の図書の作成に当たっては、適切に把握した地域特性を図表等に簡潔に示すとともに、専門家以外にも分かりやすいように記載すること。</u>(再掲) ■ 環境影響評価項目の選定については、第7章で記載しております。また、方法書にかかる説明会を実施するとともに、一般の方からの意見募集を合わせて実施いたします。(再掲)

<p>イ 住民・市町意見の勘案</p>	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 方法書に対し、<u>多数の意見が提出されているが、それぞれの意見をしっかりと踏まえながら計画を進めること</u>。また、工事の実施に当たっても、地元住民との信頼関係の構築に努めること。 <p>(宇治市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>配慮書・方法書段階で受けた意見については、引き続き調査・検討を行い、結果を明らかにすること。</u> (再掲) ○ <u>本方法書に対して地域住民から提出された意見は、今後の手続きの実施に当たって十分に勘案し、必要に応じて調査等実施に努めること。</u> <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>調査の実施については、位置や回数、期間や時期等の具体的な調査計画が固まった段階で市町村説明会の開催や調査計画書の開示等、情報提供を行い、関係自治体の意見を反映すること。</u> なお、調査・予測・評価を終えた後、ルートやトンネル・明かり区間の別や斜坑の位置、工事車両の搬出経路等を含めた対策の検討を行う段階で、その内容を関係自治体に報告し、意見を求める機会を設けること。 (再掲) <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 本配慮書に対して<u>地域住民から提出された意見について、今後の手続の実施に当たって十分勘案すること</u>。 ■ 地域住民から提出された意見の概要及び事業者の考え方は、第6章で記載しております。また、<u>今後の環境影響評価手続の中で十分に勘案することとします。</u>
<p>ウ 分かりやすく丁寧な準備書の記載</p>	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査、予測及び評価方法の選定に当たり、<u>技術的助言を求める専門家については、所属機関等を公開すること</u>。 <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 本事業の実施により地下水をはじめとする自然環境や地域住民の生活環境、文化財等、様々な環境要素に対する影響が想定されることから、適切な環境影響評価項目や調査等の手法の選定、地域住民に対する十分な説明・意見聴取の機会の確保等、方法書以降の手続を丁寧に実施すること。また、<u>方法書等の図書の作成に当たっては、適切に把握した地域特性を図表等に簡潔に示すとともに、専門家以外にも分かりやすいように記載すること</u>。 (再掲) ■ 環境影響評価項目の選定については、第7章で記載しております。また、方法書にかかる説明会を実施するとともに、一般の方からの意見募集を合わせて実施いたします。 (再掲)

■個別事項

(1) 大気質

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 工事方法・地域特性踏まえた調査等、影響の回避・低減	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気質の予測及び評価に当たっては、<u>地形や発生源の影響を考慮し、適切な予測手法を用いて行うこと。</u> ○ <u>工事用車両の走行</u>により、現況と比べて走行する車両の大幅な台数の増加が予想されることから、<u>土砂等による粉じんの飛散防止</u>を含め、地域住民の安心・安全が確保されるよう対策を講ずること。 <p>(長岡京市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>工事車両等通行することが見込まれる場合は地域住民への周知を行うなど、配慮をお願いします。</u>また、<u>騒音・振動・粉じん等による環境影響について、様々な要因を考慮に入れた上で詳細に調査を行い、抑制に努めてください。</u>事業に際して苦情の申し立て等があった場合には真摯に対応してください。(再掲) <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JR松井山手駅周辺は、学校や住居など生活環境の保全に配慮すべき対象が整備された地域である。<u>建設工事に係る建設機械の稼働や資材等の運搬車両の走行による排出ガスや粉じんの発生等による生活環境への影響が懸念されるため、十分な調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。</u> <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂搬出車両の通行が相当台数見込まれることから、交通安全や騒音・振動、<u>排ガス等による生活環境や観光地への影響について十分な調査を実施すること。</u>特に<u>狭小な道路区域や道路の構造等、既存の道路状況を調査</u>のうえ、<u>工事車両専用道路や鉄軌道の建設等、多様な手法を検証し、地域住民や観光客等に影響を与えないよう通行経路を検討すること。</u>また、工事施工にあたっては、<u>施工業者の安全管理や道路走行時のマナーについても指導を徹底すること。</u> <p>(環境管理課大気担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 粉じんについて適切な手法を検討されたい。 <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>工事中の資材等運搬車両の運行及び建設機械の稼働に伴い排出される大気汚染物質により大気質への影響が想定されることから、住居及び学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居及び要配慮施設」という。）の配置等の地域特性を踏まえ、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。</u> ■ <u>工事中の資材等運搬車両の運行及び建設機械の稼働に伴う大気質に対する影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。</u>
イ 現状からの変化の明示、考慮	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>工事用車両の走行</u>により、現況と比べて走行する車両の大幅な台数の増加が予想されることから、<u>土砂等による粉じんの飛散防止</u>を含め、地域住民の安心・安全が確保されるよう対策を講ずること。
ウ 通年測定	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気質の現地調査については、四季各1週間の連続測定を行うこととしているが、事業実施区域の周辺の<u>土地利用の状況や既存の大気汚染常時監視測定局の位置等</u>を踏まえ、必要に応じて測定を通年で行うこと。

(2) 騒音、振動、微気圧波、低周波音

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 工事方法・地域特性踏まえた調査等、影響の回避・低減	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「3 (2) 騒音、振動、微気圧波、低周波音 イ～オ」について、項目ごと低周波音や騒音を書き分けているが、各影響要因により騒音、振動、低周波音が発生するので、騒音、振動、低周波音をまとめて「騒音等」と記載してはどうか。 ○ 「3 (2) 騒音、振動、微気圧波、低周波音」について、最も多く方に騒音による影響が出るのは工事中であるので、工事中の騒音への考慮についても項目を設けて指摘するべきである。 <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事の実施及び列車走行に係る環境影響の把握並びに環境保全措置の検討に当たっては、環境基準との比較だけでなく、学校や病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在する地域や山間部等の現況を十分に考慮すること。 ○ 工事用車両の走行に係る騒音・振動の予測及び評価については、走行台数や速度を適切に設定すること。 <p>(長岡京市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事車両等通行することが見込まれる場合は地域住民への周知を行うなど、配慮をお願いします。また、騒音・振動・粉じん等による環境影響について、様々な要因を考慮に入れた上で詳細に調査を行い、抑制に努めてください。事業に際して苦情の申し立て等があった場合には真摯に対応してください。(再掲) ○ 工事に伴う騒音・振動に係る届出が必要な場合は届け出をしてください。なお、届け出を要しない場合でも周辺の生活環境に配慮願います。 <p>(八幡市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境影響評価方法書に記載のとおり、学校・病院・住宅等の環境保全施設の近傍は当然のこと、その他の騒音、低周波音及び振動の影響を及ぼすおそれのある地点・地域についても、以降の手続きにおいて慎重な検討を行い、環境影響の低減を図ってください。 <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る車両及び供用後の新幹線走行に伴う騒音及び振動による生活環境への影響について、十分な調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。 ○ 在来線や高速道路などの交通インフラが複合的に整備された地域にあっては、総合的な状況を評価条件と考え、工事期間を含めた生活環境への影響について、十分な調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。 <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂搬出車両の通行が相当台数見込まれることから、交通安全や騒音・振動、排ガス等による生活環境や観光地への影響について十分な調査を実施すること。特に狭小な道路区域や道路の構造等、既存の道路状況を調査のうえ、工事車両専用道路や鉄軌道の建設等、多様な手法を検証し、地域住民や観光客等に影響を与えないよう通行経路を検討すること。また、工事施工にあたっては、施工業者の安全管理や道路走行時のマナーについても指導を徹底すること。 <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 工事中の資材等運搬車両の運行及び建設機械の稼働に伴う騒音・振動により、住居及び要配慮施設の生活環境への影響が想定されるため、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。 ■ 工事中の資材等運搬車両の運行及び建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。
イ 鉄道施設等・供用方法・地域特性踏まえた調査等、影響の回避・低減	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 換気施設は列車走行時に列車走行音の伝搬経路になることから、換気設備による騒音のほかに列車走行音にも配慮するとともに、トンネル出入口における衝撃音や微気圧波についても配慮すること。 <p>(八幡市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境影響評価方法書に記載のとおり、学校・病院・住宅等の環境保全施設の近傍は当然のこと、その他の騒音、低周波音及び振動の影響を及ぼすおそれのある地点・地域についても、以降の手続きにおいて慎重な検討を行い、環境影響の低減を図ってください。 <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る車両及び供用後の新幹線走行に伴う騒音及び振動による生活環境への影響について、十分な調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。 ○ 在来線や高速道路などの交通インフラが複合的に整備された地域にあっては、総合的な状況を評価条件と考え、工事期間を含めた生活環境への影響について、十分な調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。 ○ 駅施設やトンネル区間に配備される換気施設等の稼動に伴い発生する低周波音だけでなく、高架橋の走

	<p><u>行に伴い発生する低周波音も含めて、周辺の住居等に与える影響について十分な調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トンネル出入口付近では、<u>トンネル微気圧波</u>の発生が予想されるため、<u>周辺の住居等に与える影響について十分な調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。</u> □ <u>供用時の列車走行及び地上施設から発生する騒音・低周波音・振動について、トンネルの微気圧波も含め、住居及び要配慮施設の生活環境に対する影響が想定されるため、必要に応じて新幹線鉄道騒音に係る環境基準の適用対象外と想定される地域も含め、適切に調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。</u> ■ <u>供用時の列車走行に伴う騒音・振動の影響、地上の鉄道施設の供用に伴う騒音・低周波音・振動の影響、トンネルの微気圧波の影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。</u>
ウ 現状からの変化の明示、考慮	(京都市) <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事の実施及び列車走行に係る環境影響の把握並びに環境保全措置の検討に当たっては、<u>環境基準との比較だけでなく、学校や病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在する地域や山間部等の現況を十分に考慮すること。</u>
エ 換気施設での列車走行音の考慮	(京都市) <ul style="list-style-type: none"> ○ 換気施設は列車走行時に列車走行音の伝搬経路になることから、<u>換気設備による騒音のほかに列車走行音にも配慮するとともに、トンネル出入口における衝撃音や微気圧波についても配慮すること。</u>(再掲)
オ 発破の衝撃音等の調査等	(京都市) <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事で発破を行う場合は、<u>発破作業に伴って発生する騒音・振動の影響について、適切に予測及び評価を行うこと。</u>
カ 駅・車両基地の騒音等の調査等	(委員) <ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音について、記載されていない大きな項目として、<u>駅周辺に人が集まることによる騒音の影響、さらに朝6時頃～夜11時頃の列車走行後の夜間に車両基地で行われる作業による騒音の影響について、考慮するよう記載すべきである。</u>

(3) 水質、地下水、水資源

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 井戸等の把握、重要な生息地等の考慮	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 方法書 3-7 ページの図 3-3-2 には、桂川は青線で明記されているが、由良川は明記されていない。同じように重要な河川として位置付けてほしい。第 1 回委員会での質疑応答によれば、桂川を横切るにあたって、橋梁にするかトンネルは未定であるとのことであったので、由良川についても、未定であると理解している。(再掲) ○ 京北地域より南側の地域について、ルートの位置や構造によっては、鞍馬や雲ヶ畠等、歴史や文化、湿地の水等が問題になってくる。 <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水は、対象事業実施区域及びその周辺で生活用水、農業用水や水道水源、また、酒造業をはじめとする食品製造業、ホテル等の観光業等の産業において多く利用されていることから、水質については方法書記載の項目に加え、硬度等の適切な評価項目を選定すること。 ○ 地下水位の影響は、生態系や景観等の他の項目への影響が考えられることから、総合的に予測及び評価すること。 ○ 山間部では、地下水流が限定されている可能性があることから、水源及び井水利用者の情報収集を十分行うこと。 <p>(向日市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市水道業の取水源は、深さ 200m の深井戸であり、市内 10箇所に点在しているため、配慮すること。また、市内事業所において地下水の揚水施設を設置している箇所があるため、地下水への影響がでないよう配慮すること。 <p>(長岡京市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水を保全するとともに地盤沈下を防止する目的から「長岡京市地下水採取の適正化に関する条例」を制定しています。当該条例に基づく井戸以外にも、条例の規制を下回る井戸も存在する考えられるため、地下水利用者への影響がでないよう広域的且つ詳細に調査し対策を講じてください。 <p>(八幡市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市水道の水源として、市内に 7 カ所の取水井があり、また将来の新規取水井設置のための候補地も存在しています。取水井の深さは 200m から 300m あり、地下トンネル設置が取水施設や水資源へ影響を及ぼさないよう、工法やルートの選定に留意してください。 <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市には、木津川を含め多数の河川及び農業用水路があり、農業を支えている。このため、明かり及びトンネル区間の掘削工事等による濁水の発生や水質低下などの影響を及ぼさないよう十分な調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。 ○ 対象事業実施区域には、本市の上水道施設である取水井をはじめ、農業、工業及び商業用の取水施設が多数存在している。建設工事に伴い地下水位や水資源などへの影響が懸念されるため、取水及び利水状況を十分に把握するための調査を行い、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。 <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヒヤリングについては、関係自治体だけではなく、地域住民や関係団体、専門家などからも行うことにより、万全を期すこと。現地調査については、調査地点や調査回数等を増やし、長期間にわたる定期的な詳細調査とすること。 ○ また、対象事業実施区域周辺にも、地下水を利用している酒造会社や宿泊施設等があるため、必要な調査等を実施すること。 <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地上構造物やトンネル等の地下構造物の設置に伴う、河川流量の減少、湧水量の減少・枯渇、周辺の希少な動物・植物の生息・生育地への影響が懸念されるため、河川流量、地域の重要な水源や湧水の位置及び状況、希少な動物・植物の生息・生育地等を十分把握した上で、適切に調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。また、近年、集中豪雨が多数発生していることから、方法書以降の手続の実施に当たっては、可能な範囲で本事業による土地改変や構造物の設置による降雨災害の拡大防止という観点でも検討すること。 ■ 地上構造物やトンネル等の地下構造物の設置に伴う地下水・水資源に対する影響、それに伴う動物・植物に対する影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。なお、土地改変や構造物の設置による降雨災害の拡大防止については、事業の実施に際して関係法令等に則り適切に対応してまいります。
イ 地質・水文シミュレーション等に	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水については、三次元シミュレーションにより定量的に予測し適切な評価を行うとともに、その結

<p>よる予測</p>	<p>果に応じて、影響の回避、低減を図ること。また、<u>水質の評価に当たっては</u>、地下水位と水質の変化は不可分であることから、<u>三次元シミュレーションの解析結果も反映させること</u>。</p> <p>(宇治市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルート帶内の地下水の有無を調査すること。地下水が存在する場合には、<u>水質及び流動</u>（以下「<u>水質等</u>」といふ。）の調査を行い、結果を明らかにすること。また、工事期や事業開始後も地下水の水質等の保全のため、水質調査等を徹底し工事前と同等の水質等の維持に努めること。 <p>(城陽市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配慮書の意見としても記載したが、本市水道水の約 85%は地下水に依存していること、「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」を制定していることから、当該事業の実施にあたっては、地下水の保全に十分配慮すること。 <p>また、<u>地下水</u>については京都市市街地のみ詳細な検討を行うのではなく、周辺地域の地下水動態も含めた<u>詳細な予測及び評価</u>を実施すること。</p> <p>さらに、地下水の流動を把握するため、事業開始後も含めた長期的なモニタリング調査を行うこと。</p> <p>(長岡京市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水を保全するとともに地盤沈下を防止する目的から「長岡京市地下水採取の適正化に関する条例」を制定しています。当該条例に基づく井戸以外にも、条例の規制を下回る井戸も存在することが考えられるため、<u>地下水利用者への影響がでないよう広域的且つ詳細に調査し対策を講じてください</u>。（再掲） <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業実施区域には、<u>本市の上水道施設である取水井をはじめ、農業、工業及び商業用の取水施設が多数存在</u>している。<u>建設工事に伴い地下水位や水資源などへの影響が懸念されるため、取水及び利水状況を十分に把握するための調査を行い、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること</u>。（再掲） <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ヒヤリング</u>については、関係自治体だけではなく、地域住民や関係団体、専門家などからも行うことにより、万全を期すこと。現地調査については、調査地点や調査回数等を増やし、長期間にわたる定期的な詳細調査とすること。 ○ トンネル工事等によって、<u>上水道の飲料水不足、また、河川や農業用水、井戸等の水位低下や枯渇が発生した場合には取り返しのつかないこととなるため、慎重かつ十分な調査</u>が必要である。 ○ ヒヤリングについては、関係自治体だけではなく、地域住民や関係団体、専門家などからも行うことにより、万全を期すこと。現地調査については、<u>調査地点や調査回数等を増やし、長期間にわたる定期的な詳細調査</u>とすること。（再掲） ○ 水位低下や枯渇、飲料水への影響を回避するため、<u>三次元浸透流解析による影響予測</u>を行うこと。 <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 事業実施想定区域では、豊富で良質な地下水が生活や産業、上水道等に幅広く利用され、京都の文化を支えている。<u>トンネル等の地下構造物の設置により地下水の流動及び水質への影響が想定されるため、積極的に専門家等の助言を受け、地下水利用地域及びその周囲の広い地域を対象として十分な調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること</u>。その際、地下水の流動及び水質の把握には不確実性が存在するため、環境保全措置や供用後モニタリングを含めた長期的な視点で調査等を計画し、実施すること。 ■ トンネル等の地下構造物の設置に伴う地下水の流動及び水質に対する影響については、<u>今後の環境影響評価の手続きにおいて、周辺の水利用等の調査を行い、専門家の助言等を受け、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります</u>。また、環境保全措置や共用後モニタリングを含めた長期的な視点での調査等を検討します。
<p>ウ 気候変動含む 長期的な視点で調 査計画</p>	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「3 (3) 水質、地下水、水資源 ウ 長期的な視点での検討」について、東海道新幹線は 1964 年に開通して 50 年になることから、これから 50 年を考えると<u>降雨量の変化や水文の変化等、気候変動の影響についても何らかの形で考慮する必要がある</u>と思う。 <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水位や湧水の水量等の調査を行う場所については、<u>工事の実施前から調査を開始し、変動の有無等を把握するのに十分な期間にわたって実施すること</u>。 <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヒヤリングについては、関係自治体だけではなく、地域住民や関係団体、専門家などからも行うことにより、万全を期すこと。現地調査については、調査地点や調査回数等を増やし、<u>長期間にわたる定期的な詳細調査</u>とすること。（再掲） <p>(配慮書知事意見)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業実施想定区域では、豊富で良質な地下水が生活や産業、上水道等に幅広く利用され、京都の文化を支えている。トンネル等の地下構造物の設置により地下水の流動及び水質への影響が想定されるため、積極的に専門家等の助言を受け、地下水利用地域及びその周囲の広い地域を対象として十分な調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。その際、<u>地下水の流動及び水質の把握には不確実性が存在するため、環境保全措置や供用後モニタリングを含めた長期的な視点で調査等を計画し、実施すること。</u> ■ トンネル等の地下構造物の設置に伴う地下水の流動及び水質に対する影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、周辺の水利用等の調査を行い、専門家の助言等を受け、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。また、<u>環境保全措置や共用後モニタリングを含めた長期的な視点での調査等を検討します。</u>
工 地下水の詳細 検討での留意事項 (1) 地域ごとの解析方法、対象範囲、精度等の明示	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 方法書本編 3-4 ページには、「京都市市街地及び周辺地域の地下水への影響等について、詳細な検討を行う。」とあるが、「京都市市街地及び周辺地域」の範囲及び「詳細」の意味が明確ではない。<u>どこが検討の対象となるのか、また、「詳細」は時間的・空間的な解像度を小さくするという意味や、検討範囲をより広く・より長期的な期間の検討を行うという意味の両方があると思うが、不明確であるため検討のスタート時点で意味をはっきりさせる必要があると思う。</u> ○ より具体的な方法書本編 7-26 ページの記載については、「地下水の水位」の予測の基本的な手法として「定性的手法又は三次元浸透流解析を用いた定量的手法」とあるが、<u>地下水の水位だけではなく流動も把握する必要がある。</u>また、国土交通大臣意見で<u>山岳部の地下水解析と京都市市街地周辺の地下水解析を分けて意見が述べられているが、どのようにモデルを構築するかは十分に留意する必要がある。</u>さらに<u>京都の地下水は非常に重要であり、地下鉄開通前後に蓄積されたデータや課題を活用したモデルの検証や利用が必要である。</u>おそらく非常に膨大な作業が必要になると思われるが、限られた時間・リソースの中でどこまで詳細に検討するかをあらかじめ明確にする必要があると思う。現段階で検討を行っていることを教えてほしい。 ○ 環境影響を踏まえた路線の選定に当たっては、路線の位置がシミュレーションの地下の状況に関連してくるので留意いただきたい。 ○ また、<u>広域解析に当たって、対象事業実施区域には琵琶湖に流れ込む安曇川源流も含まれているため、場合によっては滋賀県や琵琶湖も影響評価の対象とする必要があるという可能性も意識いただきたい。</u> ○ 本事業は、路線や施設等の存在・供用だけでなく、工事による影響も大きいと思うので、それぞれの影響要因の違いが分かるように表現してはどうか。 ○ <u>地下水を含めて水循環への影響は工事中と完成後で異なる。</u>また、<u>南部の平地部トンネルと北部の山岳トンネルでは工事中を含め地下水への影響が大きく異なる</u>と思われる所以、<u>その違いも踏まえた調査等が重要だと考える。</u>その点を全般的な事項で記載してもよいのではないか。また、トンネル・斜坑・立坑等については、工法や掘削方向などでも地下水等への影響が異なると思う。(再掲) <p>(城陽市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配慮書の意見としても記載したが、本市水道水の約 85%は地下水に依存していること、「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」を制定していることから、当該事業の実施にあたっては、地下水の保全に十分配慮すること。 ○ また、<u>地下水については京都市市街地のみ詳細な検討を行うのではなく、周辺地域の地下水動態も含めた詳細な予測及び評価を実施すること。</u> ○ さらに、地下水の流動を把握するため、事業開始後も含めた長期的なモニタリング調査を行うこと。(再掲)
工 地下水の詳細 検討での留意事項 (2) 組み込むべき項目	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より具体的な方法書本編 7-26 ページの記載については、「地下水の水位」の予測の基本的な手法として「定性的手法又は三次元浸透流解析を用いた定量的手法」とあるが、<u>地下水の水位だけではなく流動も把握する必要がある。</u>(再掲) ○ 環境影響を踏まえた路線の選定に当たっては、<u>路線の位置がシミュレーションの地下の状況に関連してくるので留意いただきたい。</u>(再掲) ○ 方法書では地下水は丁寧に検討するとされているが、地表水は水資源の区分に整理されている。<u>地下水の流動を詳細に検討するなら、地表水の流量の変化も検討し、地表水も含めた水文モデルを構築する必要がある。</u> ○ <u>水文モデルでは河川の上流と下流の流量の差を地下水で説明しがちだが、地表水もしっかりと把握してほしい。</u> ○ <u>地下水の流動解析では雪の影響も重要だと考えられるので踏まえること。</u> ○ 本事業は、路線や施設等の存在・供用だけでなく、工事による影響も大きいと思うので、それぞれの影

	<p>影響要因の違いが分かるように表現してはどうか。</p> <p><u>地下水を含めて水循環への影響は工事中と完成後で異なる。また、南部の平地部トンネルと北部の山岳トンネルでは工事中を含め地下水への影響が大きく異なると思われる所以、その違いも踏まえた調査等が重要だと考える。その点を全般的な事項で記載してもよいのではないか。また、トンネル・斜坑・立坑等について、工法や掘削方向などでも地下水等への影響が異なると思う。(再掲)</u></p>
エ 地下水の詳細 検討での留意事項 (3) 地質構造の把握	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地下水の影響の詳細な検討に使用されるボーリングデータについて、オープンデータや自治体のデータに加えて、民間で保有しているデータでも有用なものがあれば活用を検討されたい。</u> ○ 「3 (3) 水質、地下水、水資源 エ (3) 地質構造の把握」について、<u>追加調査の手法として物理探査も加えるべきである。</u> <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>間隔の広いボーリング調査では、上下方向の流動が把握できないことから、具体化に向けてはより高密度の調査を実施すること。</u>
エ 地下水の詳細 検討での留意事項 (4) 京都市内の地下構造物設置事例の活用	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>さらに京都の地下水は非常に重要であり、地下鉄開通前後に蓄積されたデータや課題を活用したモデルの検証や利用が必要である。(再掲)</u>
オ 予測踏まえた影響の回避・低減、モニタリング等の検討	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地下水については、三次元シミュレーションにより定量的に予測し適切な評価を行うとともに、その結果に応じて、影響の回避、低減を図ること。また、水質の評価に当たっては、地下水位と水質の変化は不可分であることから、三次元シミュレーションの解析結果も反映させること。(再掲)</u> ○ <u>トンネル工事においては、トンネル内からの漏水により、地下水水量が減少しないよう、十分遮水性のある工法を採用すること。また、有害物質を含む地下水が湧出した場合は、周辺への影響を把握し、適切な保全措置を講じること。</u> <p>(宇治市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ルート帯内の地下水の有無を調査すること。地下水が存在する場合には、水質及び流動(以下「水質等」という。)の調査を行い、結果を明らかにすること。また、工事期や事業開始後も地下水の水質等の保全のため、水質調査等を徹底し工事前と同等の水質等の維持に努めること。(再掲)</u> <p>(城陽市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>配慮書の意見としても記載したが、本市水道水の約85%は地下水に依存していること、「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」を制定していることから、当該事業の実施にあたっては、地下水の保全に十分配慮すること。</u> <p>また、地下水については京都市市街地のみ詳細な検討を行うのではなく、周辺地域の地下水動態も含めた詳細な予測及び評価を実施すること。</p> <p>さらに、<u>地下水の流動を把握するため、事業開始後も含めた長期的なモニタリング調査を行うこと。(再掲)</u></p> <p>(向日市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>本市水道業の取水源は、深さ200mの深井戸であり、市内10箇所に点在しているため、配慮すること。また、市内事業所において地下水の揚水施設を設置している箇所があるため、地下水への影響がでないよう配慮すること。</u> <p>(長岡京市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地下水を保全するとともに地盤沈下を防止する目的から「長岡京市地下水採取の適正化に関する条例」を制定しています。当該条例に基づく井戸以外にも、条例の規制を下回る井戸も存在することが考えられるため、地下水利用者への影響がでないよう広域的且つ詳細に調査し対策を講じてください。(再掲)</u> <p>(八幡市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>本市水道の水源として、市内に7カ所の取水井があり、また将来の新規取水井設置のための候補地も存在しています。取水井の深さは200mから300mあり、地下トンネル設置が取水施設や水資源へ影響を及ぼさないよう、工法やルートの選定に留意してください。</u> <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>対象事業実施区域には、本市の上水道施設である取水井をはじめ、農業、工業及び商業用の取水施設が多数存在している。建設工事に伴い地下水位や水資源などへの影響が懸念されるため、取水及び利水状況を十分に把握するための調査を行い、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。(再掲)</u> <p>(配慮書知事意見)</p>

	<p>□ 事業実施想定区域では、豊富で良質な地下水が生活や産業、上水道等に幅広く利用され、京都の文化を支えている。<u>トンネル等の地下構造物の設置により地下水の流動及び水質への影響が想定されるため、積極的に専門家等の助言を受け、地下水利用地域及びその周囲の広い地域を対象として十分な調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。</u>その際、地下水の流動及び水質の把握には不確実性が存在するため、環境保全措置や供用後モニタリングを含めた長期的な視点で調査等を計画し、実施すること。(再掲)</p> <p>■ トンネル等の地下構造物の設置に伴う地下水の流動及び水質に対する影響については、<u>今後の環境影響評価の手続きにおいて、周辺の水利用等の調査を行い、専門家の助言等を受け、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。</u>また、環境保全措置や共用後モニタリングを含めた長期的な視点での調査等を検討します。</p>
力 濁水・排水による影響の調査等、影響の回避・低減	<p>(京都市)</p> <p>○ <u>工事に伴う河川水への濁りの影響を可能な限り低減すること。</u> (京田辺市)</p> <p>○ 本市には、木津川を含め多数の河川及び農業用水路があり、農業を支えている。このため、明かり及びトンネル区間の<u>掘削工事等による濁水の発生や水質低下などの影響を及ぼさないよう十分な調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。</u>(再掲)</p> <p>(配慮書知事意見)</p> <p>□ <u>工事に伴う排水や供用時の事業に係る施設等からの排水により、河川・地下水の水質・水量に対する影響が懸念されるため、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。</u></p> <p>■ <u>工事の実施及び鉄道施設の供用に伴う水質・地下水・水資源に対する影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、周辺の水利用等の調査を行い、専門家の助言等を受け、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。</u></p>
キ 降雨災害時の影響の把握、保全措置検討	<p>(委員)</p> <p>○ 以上のことと踏まえると、本事業においては、掘削発生土の取り扱いに関する具体的な事業計画が必要であり、その計画が周辺の環境に及ぼす影響についても調査、予測及び評価をする必要がある。<u>特に、近年は、気候変動に伴い、台風の強大化、集中豪雨の頻発等が危惧されることから、土砂災害や、洪水・浸水の観点からも適切な環境影響評価を実施し、周到な防災対策を講じる必要がある。</u>(再掲)</p> <p>○ <u>山岳トンネル区間では残土発生場所の道路を通ることができるトラックの大きさが限定されるため、どこかで仮置きし、より大型のトラックに残土を積み替えるような場合、昨年の台風の様に一時的に強い雨が降ると橋脚で川を堰き止める可能性もある。流れた土砂が橋桁等に溜まることによる水害への影響の可能性も検討してほしい。</u></p> <p>(配慮書知事意見)</p> <p>□ <u>地上構造物やトンネル等の地下構造物の設置に伴う、河川流量の減少、湧水量の減少・枯渇、周辺の希少な動物・植物の生息・生育地への影響が懸念されるため、河川流量、地域の重要な水源や湧水の位置及び状況、希少な動物・植物の生息・生育地等を十分把握した上で、適切に調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。また、<u>近年、集中豪雨が多数発生していることから、方法書以降の手続の実施に当たっては、可能な範囲で本事業による土地改変や構造物の設置による降雨災害の拡大防止という観点でも検討すること。</u></u></p> <p>■ <u>地上構造物やトンネル等の地下構造物の設置に伴う地下水・水資源に対する影響、それに伴う動物・植物に対する影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。なお、<u>土地改変や構造物の設置による降雨災害の拡大防止については、事業の実施に際して関係法令等に則り適切に対応してまいります。</u></u></p>

(4) 地形及び地質

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 重要な地形・地質への影響の回避・低減	<p>(配慮書知事意見)</p> <p>□ 本配慮書に記載されていない重要な地形・地質についても十分把握し、<u>重要な地形・地質に対する影響を回避又は極力低減するよう検討するとともに、活断層等についても防災上の安全性の観点から検討すること。</u></p> <p>■ <u>重要な地形・地質について、配慮書に記載されてないものについても把握しました。また、重要な地形・地質に対する影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。</u>なお、活断層等については、既存文献等により調査を行っており、回避できない場合は、通過する延長をできる限り短くします。</p>
イ 活断層への対応	<p>(京都市)</p> <p>○ 活断層については、本事業が東海・東南海・南海地震による東海道新幹線の代替機能を担うことも目的としていることから、他事例での情報を整理するなど<u>地震等の影響や安全性の確保について十分検討すること。</u></p> <p>(京田辺市)</p> <p>○ 対象事業実施区域内には、<u>生駒断層帯</u>が存在するため、<u>注目すべき地形・地質として位置づけ、防災上の安全確保の観点から十分に調査、予測、評価を行うこと。</u></p> <p>(久御山町)</p> <p>○ 図3-3-2の断層については、<u>宇治川断層等の細かな断層が記入されていないが、ルートを考える際には、全ての断層について考慮していただきたい。</u></p> <p>(配慮書知事意見)</p> <p>□ 本配慮書に記載されていない重要な地形・地質についても十分把握し、重要な地形・地質に対する影響を回避又は極力低減するよう検討するとともに、<u>活断層等についても防災上の安全性の観点から検討すること。</u>(再掲)</p> <p>■ <u>重要な地形・地質について、配慮書に記載されてないものについても把握しました。また、重要な地形・地質に対する影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。</u>なお、<u>活断層等については、既存文献等により調査を行っており、回避できない場合は、通過する延長をできる限り短くします。</u>(再掲)</p>

(5) 地盤

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 専門家助言を踏まえた地盤沈下の調査等	(南丹市) ○ <u>工事中における地盤沈下に係る調査については、関係自治体だけでなく専門家の意見を聞くこと。</u> また、文献調査やヒヤリング調査などで想定できない項目の把握や予測外の事項に対応するため、 <u>三次元調査を含めた現地調査を、より広範囲にわたり実施すること。</u> 併せて、 <u>列車走行時の振動における地盤沈下への影響についても同様の調査を実施すること。</u>

(6) 土壤

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア　掘削土壤の事前調査	<p>(京都市)</p> <p>○ 工事の実施に伴い発生する残土等については、自然由来による重金属等が含まれる可能性があることから、文献調査に加え、<u>掘削が想定される深度の土壤中の重金属等を調査し、予測及び評価を行うこと。</u>また、土壤環境基準に不適合の残土が出た場合の保管及び処分の方法についてあらかじめ検討すること。</p> <p>(南丹市)</p> <p>○ 本市を通過する区間については、方法書段階においてトンネル区間と位置付けられていることから、<u>工事により大量の土砂が発生するだけでなく、その中に有害物質が含まれているおそれもあり、仮置場周辺への環境影響や河川流出による水質汚濁、動植物の生息環境への影響が懸念される。</u>このため、工事の実施に伴い発生する<u>土砂の質・量、仮置き場や排出方法、土砂等の有効活用や処分等</u>について、<u>調査及び評価</u>を行い関係自治体に示すこと。特に碎石・土砂等残土については、周辺地域において有効利用できるよう努めること。また、自然及び生活環境への影響回避に向けて、地域特性を把握するため、入念な地域踏査及び地域住民や関係団体へのヒヤリングを行うこと。</p>
イ　基準不適合土壤の保管・処理方法等の検討、明示	<p>(京都市)</p> <p>○ 工事の実施に伴い発生する残土等については、自然由来による重金属等が含まれる可能性があることから、文献調査に加え、掘削が想定される深度の土壤中の重金属等を調査し、予測及び評価を行うこと。また、<u>土壤環境基準に不適合の残土が出た場合の保管及び処分の方法についてあらかじめ検討すること。(再掲)</u></p> <p>(南丹市)</p> <p>○ 本市を通過する区間については、方法書段階においてトンネル区間と位置付けられていることから、<u>工事により大量の土砂が発生するだけでなく、その中に有害物質が含まれているおそれもあり、仮置場周辺への環境影響や河川流出による水質汚濁、動植物の生息環境への影響が懸念される。</u>このため、工事の実施に伴い発生する<u>土砂の質・量、仮置き場や排出方法、土砂等の有効活用や処分等</u>について、<u>調査及び評価</u>を行い<u>関係自治体に示すこと。</u>特に碎石・土砂等残土については、周辺地域において有効利用できるよう努めること。また、自然及び生活環境への影響回避に向けて、地域特性を把握するため、入念な地域踏査及び地域住民や関係団体へのヒヤリングを行うこと。(再掲)</p>

(7) 日照阻害、電波障害

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 地域の状況に 応じた調査等	(京都市) ○ 地上施設については、当該施設の <u>位置及びその周辺の状況に応じて</u> 、日照阻害及び電波障害を適切に評価すること。

(8) 文化財

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 分布状況の把握、適切な記載	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 方法書本編 7-29 ページの文化財に係る調査の基本的な手法について、文献調査しか記載していないが、現地踏査も必要ではないか。山間地の文化財・埋蔵文化財の分布図は既存調査で見つかった遺跡だけであり、山あいでは調査されていない場所でも掘れば見つかる可能性もあるが、現地踏査すればある程度目途がつく場合がある。 ○ 教育委員会と協議して慎重に進めていただきたい。 また、方法書本編 7-29 ページに「建造物」という文言が記載されていない。配慮書の際も振動や地下水による影響について議論になっていたように、歴史的な建物には相応の配慮が必要である。史跡、名勝、天然記念物しか記載されていないので、「建造物」という文言も加え、配慮をすることを示していただきたい。 <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財については、事業実施区域内に多く存在することから、文献調査のほか関係自治体や専門家へのヒアリング、現地踏査を十分に行い、状況を把握し、影響について、適切に予測及び評価を行うこと。 <p>(宇治市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定区域が、宇治市及び京都市にあり、景観上の配慮が必要と考えるが、方法書本文及び図面集に記述がないため、記述するとともに、選定区域については回避するよう検討すること。 <p>(八幡市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表 4-2-2-23 指定文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物）の状況について <ul style="list-style-type: none"> → 「棟」欄に員数の有無が混在するため、どちらかに統一するべきです。 → 「所在地」欄に記載の有無が混在するため、どちらかに統一するべきです。 <p>※上記 2 点において、修正をする場合、「令和元年度八幡市の教育（P79～86）」の「八幡市内の文化財一覧」【参考 1】を参考としてください。</p> <p>→(P4-210～211)において下記のとおり修正願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「所在地」欄を全て記載するのであれば、国指定建造物の石清水八幡宮本社回廊(楼門西門間)及び石清水八幡宮五輪塔の所在地は八幡高坊に。 ・石清水八幡宮西総門～摂社若宮社本殿の「棟」欄に摂社狩尾社本殿を追加。所在地を八幡高坊、橋本狩尾に。 ・正法寺本堂～唐門は府指定建造物ではないため、削除。 ・京都府登録文化財の記載があるため、 <p>◎松花堂の「棟」欄…書院、玄関 ◎内神社本殿を削除。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図面集の指定文化財の位置図（図-251）について、【参考 2】を参考に下記のとおり修正願います。 <ul style="list-style-type: none"> → 凡例の●の説明を国登録から国指定に修正。 → No.484 のうち摂社狩尾社本殿は他の建造物とは離れた別場所にあるため、ポイントを追加。 → No.492 内神社本殿を削除。（府登録文化財のため） → No.493 史跡石清水八幡宮境内とNo.494 史跡松花堂およびその跡には、飛地指定部分があるため、ポイントを追加。 → No.496 名勝松花堂及び書院庭園の位置が異なるため、位置を修正。 <p>○(P4-213)埋蔵文化財包蔵地の指定状況について【参考 3】</p> <p>→ 表 4-2-2-25 で、八幡市の埋蔵文化財包蔵地の箇所数が「1,339」となっていますが、京都府・市町村共同統合型地理情報システムを参考資料とするならば、「174」となるため、箇所数が最も多いのは八幡市ではありません。</p> <p>※京都府・市町村共同統合型地理情報システムの遺跡数は、横穴墓や窓跡等といった出土した遺構とその周辺を包括した遺跡とそれぞれの遺構を遺跡として別々にカウントしている場合とそうでない場合が混在しています。</p> <p>※遺跡の包蔵地数は「令和元年度八幡市の教育」上で「89」としています。それらの中で、遺構等を包括した遺跡とそれぞれの遺構（横穴墓や窓跡等）を遺跡として別々にカウントした場合は、「242」となります。</p> <p>○ 埋蔵文化財包蔵地の分布図（図-259）について、【参考 4】を参考に修正願います。</p> <p>○ 第 5 章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果について</p> <p>→ 配慮事項の選定、予測といった点で鉄道施設の存在にのみ文化財への影響の恐れがあるとされていますが、線路が設置されることも文化財への影響の恐れがあると考えられるため、その点も配慮事項に組み込むべきです。</p> <p>※京都府内の発掘調査等の取扱い基準によると、道路や鉄道の工作物等の恒久的な設置は、発掘調査の対象になります。</p>

	<p>→調査、予測及び評価の手法の選定並びにその選定理由を見る限りでは、調査の手法が文献調査のみとなっています。埋蔵文化財においては、包蔵地内の<u>工事内容により文化財保護法に基づいた発掘調査を実施する必要</u>があり、<u>予測も発掘調査をしなければわからない場合があります。</u> この点を踏まえて、表 7-2-7 (10) に反映していただきたい。</p> <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府遺跡地図を参考に、対象事業実施区域及びその周辺に存在する文化財については、必要に応じ現地調査を行うなど、景観を含めた影響の有無について予測、評価を行うこと。 <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概略ルートでは、城跡や寺跡といった埋蔵文化財を通過するおそれがあることから、史跡等の消失又は改変の生じることがないよう、<u>実態調査を十分に行うこと</u>とし、埋蔵文化財の毀損等を考慮し、調査段階から工事後についても記録を取り続け資料としてまとめること。 <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 事業実施想定区域には歴史的・文化的に重要な多数の文化財が存在し、<u>現在存在が知られていない範囲でも埋蔵文化財が存在する可能性がある</u>。また、列車走行振動による文化財への影響や、地下構造物等の設置に伴う地下水流动変化により埋蔵文化財の保存状態の悪化といった影響が想定されることから、<u>本府及び関係市町の教育委員会と協議の上、十分に分布状況を把握し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること</u>。やむを得ず文化財を毀損する場合は、万全の体制をもって発掘調査を実施し適正に記録保存を行うとともに、その成果を公開すること。 ■ 文化財に対する影響については、<u>今後の影響評価の手続きにおいて</u>、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう<u>検討してまいります</u>。なお、列車走行振動による文化財への影響や、地下構造物の設置に伴う地下水流动変化により埋蔵文化財の保存状態の悪化といった影響の回避・低減については、関係機関と協議の上、適切に対応してまいります。
イ 施設存在・工事等による影響の予測、影響の回避・低減	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トンネル区間が長く深いため、文化財への影響が少ないと考えているようだが、方法書本編 7-15 ページのように、<u>数 km ごと立坑や斜坑の工事施工ヤードや工事用道路が作られるのであれば、かなり地形の改変が行われるのではないか</u>。 ○ 方法書本編 6-17 のとおり、配慮書に対する知事意見で「列車走行振動による文化財への影響や、地下構造物等の設置に伴う地下水流动変化により埋蔵文化財の保存状態の悪化といった影響が想定される」と述べられており、それに対して「適切に対応してまいります」という見解が記載されているが、方法書本編 7-2 ページでは、<u>列車走行振動による文化財への影響が環境影響評価項目として選定されていない</u>。 ○ <u>京北地域より南側の地域について、ルートの位置や構造によっては、鞍馬や雲ヶ畑等、歴史や文化、湿地の水等が問題になってくる。(再掲)</u> <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財については、事業実施区域内に多く存在することから、文献調査のほか関係自治体や専門家へのヒアリング、現地踏査を十分に行い、状況を把握し、<u>影響について、適切に予測及び評価を行うこと</u>。(再掲) <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府遺跡地図を参考に、対象事業実施区域及びその周辺に存在する文化財については、必要に応じ現地調査を行うなど、景観を含めた影響の有無について予測、評価を行うこと。 <p>(文化財保護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該事業地内には<u>国指定史跡平安宮跡や国指定特別天然記念物カモシカ等、国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物が所在</u>しており、それらに対する現状変更については許可される可能性は極めて低いと思われます。同じく、<u>府指定・登録・暫定登録文化財も所在</u>しており、<u>それらに対する現状変更についても許可等を得るのは困難と判断されます</u>。また、周知の埋蔵文化財包蔵地も多数所在しています。<u>事業の実施に際しては、その取扱いについて</u>当課、南丹市教育委員会、京都市文化市民局、向日市教育委員会、長岡京市教育委員会、宇治市教育委員会、久御山町教育委員会、八幡市教育委員会、城陽市教育委員会及び京田辺市教育委員会と十分な協議が必要となります。 <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 事業実施想定区域には歴史的・文化的に重要な多数の文化財が存在し、現在存在が知られていない範囲でも埋蔵文化財が存在する可能性がある。また、<u>列車走行振動による文化財への影響や、地下構造物等の設置に伴う地下水流动変化により埋蔵文化財の保存状態の悪化といった影響が想定されることから、本府及び関係市町の教育委員会と協議の上、十分に分布状況を把握し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること</u>。やむを得ず文化財を毀損する場合は、万全の体制をもって発掘調査を実施し適正に記録保

	<p>存を行うとともに、その成果を公開すること。（再掲）</p> <p>■ 文化財に対する影響については、<u>今後の影響評価の手続きにおいて</u>、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう<u>検討してまいります</u>。なお、列車走行振動による文化財への影響や、地下構造物の設置に伴う地下水流动変化により埋蔵文化財の保存状態の悪化といった影響の回避・低減については、関係機関と協議の上、適切に対応してまいります。（再掲）</p>
ウ 協議踏まえた措置検討、発掘調査等	<p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>教育委員会と協議して慎重に進めていただきたい。</u> また、方法書本編7-29ページに「建造物」という文言が記載されていない。配慮書の際も振動や地下水による影響について議論になっていたように、歴史的な建物には相応の配慮が必要である。史跡、名勝、天然記念物しか記載されていないので、「建造物」という文言も加え、配慮をすることを示していただきたい。（再掲） <p>（宇治市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財保護法に基づく<u>重要文化的景観の選定区域</u>が、宇治市及び京都市にあり、景観上の配慮が必要と考えるが、方法書本文及び図面集に記述がないため、記述するとともに、<u>選定区域については回避するよう検討すること</u>。（再掲） <p>（南丹市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概略ルートでは、城跡や寺跡といった埋蔵文化財を通過するおそれがあることから、史跡等の消失又は改変の生じることがないよう、実態調査を十分に行うこととし、<u>埋蔵文化財の毀損等を考慮し、調査段階から工事後についても記録を取り続け資料としてまとめること</u>。 <p>（文化財保護課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該事業地内には<u>国指定史跡平安宮跡や国指定特別天然記念物カモシカ等、国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物が所在</u>しており、それらに対する現状変更については許可される可能性は極めて低いと思われます。同じく、<u>府指定・登録・暫定登録文化財も所在</u>しており、<u>それらに対する現状変更についても許可等を得るのは困難</u>と判断されます。また、周知の埋蔵文化財包蔵地も多数所在しています。<u>事業の実施に際しては、その取扱いについて当課、南丹市教育委員会、京都市文化市民局、向日市教育委員会、長岡京市教育委員会、宇治市教育委員会、久御山町教育委員会、八幡市教育委員会、城陽市教育委員会及び京田辺市教育委員会と十分な協議が必要</u>となります。（再掲） <p>（配慮書知事意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 事業実施想定区域には歴史的・文化的に重要な多数の文化財が存在し、現在存在が知られていない範囲でも埋蔵文化財が存在する可能性がある。また、列車走行振動による文化財への影響や、地下構造物等の設置に伴う地下水流动変化により埋蔵文化財の保存状態の悪化といった影響が想定されることから、本府及び関係市町の教育委員会と協議の上、十分に分布状況を把握し、<u>当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること</u>。<u>やむを得ず文化財を毀損する場合は、万全の体制をもって発掘調査を実施し適正に記録保存を行うとともに、その成果を公開すること</u>。（再掲） <p>■ 文化財に対する影響については、<u>今後の影響評価の手続きにおいて</u>、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう<u>検討してまいります</u>。なお、列車走行振動による文化財への影響や、<u>地下構造物の設置に伴う地下水流动変化により埋蔵文化財の保存状態の悪化</u>といった影響の回避・低減については、関係機関と協議の上、適切に対応してまいります。（再掲）</p>

(9) 動物、植物、生態系

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 十分な調査地域の設定	<p>(委員)</p> <p>○ <u>複数のルートを設定する場合、10 地点では不足する可能性が大きいにある。もっと緻密に調査を行わないとどのルートが最適か分からないとと思うがいかがか。</u>（再掲）</p>
イ 生態系の適切な把握	<p>(委員)</p> <p>○ 方法書本編 4-133 ページの生態系の模式図について、生態系の把握の仕方がアバウト過ぎる。例えば同図の「①北部の丹波高原を中心とする地域」の「スギーミズナラ群落等の樹林環境」について、<u>同じスギーミズナラ群落でも非常に原生的なものと、京都を背景とした、人との関わりの長い歴史により成立しているものでは、全く違う成り立ち及び影響となる。</u>同じように見えるかもしれないが、<u>そういう違いは評価に影響すると思われる</u>ので丁寧に把握し、ルート選定の理由を、根拠を持って説明できるようにしてほしい。（再掲）</p> <p>○ <u>常照皇寺は九重ザクラの他に、ゴヨウマツ林も貴重である。</u></p> <p>○ 「3 (9) 動物、植物、生態系 イ 生態系の適切な把握」について、<u>樹林環境の調査では人による管理の程度「及び物質循環」も把握と追記してほしい。</u>あまりアセスでは行われることはないが、<u>物質循環から生み出される生態系サービスも重要</u>であるので記載すべきである。同じく「キ 繼続的なモニタリング」について、動物・植物・生態系への影響の「物質循環的手法を含む」モニタリングと追記し、定量的な物質量からのアプローチも加えるべきである。</p> <p>(京都市)</p> <p>○ 動植物の調査に当たっては、<u>希少種だけでなく、一般的によく見られる種の保全を含め、地形や地域の特性に応じて生息・生育状況をモニタリングし、予測及び評価を行うこと。</u></p> <p>○ <u>斜坑の設置場所については、動植物や生態系に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、猛禽類の巣巣だけでなく、他の動植物にも配慮すること。</u></p> <p>(八幡市)</p> <p>○ 環境影響評価方法書に記載のとおり、男山京都府歴史的自然環境保全地域は当然のこと、それ以外の<u>動物及び植物に影響を及ぼすおそれのある地点・地域</u>においても、以降の手続きにおいて<u>慎重な検討を行い、生息及び生育への影響の低減を図ってください。</u></p> <p>(京田辺市)</p> <p>○ <u>木津川から松井山手の丘陵地にかけては、里山的な自然が点在しており、多様な動植物が生育・生息している。このため、生物多様性や生態系の保全の観点から貴重な動植物だけでなく、一般的な動植物の生育・生息や景観も含めて、十分な調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。</u></p> <p>○ <u>木津川は、堤防を含めた一帯が貴重な動植物の生息・生育域となっている。その分布や状況を把握するための十分な調査を実施するとともに、貴重な動植物に対する工事中、供用後の影響について、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。</u></p> <p>(自然環境保全課)</p> <p>○ 保全措置を講じるに当たっては、<u>重要種だけでなく普通種を含む地域の生態系を把握することが有効</u>ですので、<u>事業予定地周辺の全種リストの掲載を検討してください。</u></p>
ウ 水循環変化に伴う影響	<p>(配慮書知事意見)</p> <p>□ <u>地上構造物やトンネル等の地下構造物の設置に伴う、河川流量の減少、湧水量の減少・枯渇、周辺の希少な動物・植物の生息・生育地への影響が懸念されるため、河川流量、地域の重要な水源や湧水の位置及び状況、希少な動物・植物の生息・生育地等を十分把握した上で、適切に調査等を実施し、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。</u>また、近年、集中豪雨が多数発生していることから、方法書以降の手続の実施に当たっては、可能な範囲で本事業による土地改変や構造物の設置による降雨災害の拡大防止という観点でも検討すること。（再掲）</p> <p>■ <u>地上構造物やトンネル等の地下構造物の設置に伴う地下水・水資源に対する影響、それに伴う動物・植物に対する影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。</u>なお、土地改変や構造物の設置による降雨災害の拡大防止については、事業の実施に際して関係法令等に則り適切に対応してまいります。（再掲）</p>
エ 供用時の騒音・排気等による影響	<p>(委員)</p> <p>○ 「3 (9) 動物、植物、生態系」について、<u>供用時の換気施設からの騒音、振動、排気等や工事中の騒音や低周波音等の影響についても、ある程度の影響があると考えられるため、新たに項目を設けて調査等や措置検討において考慮するよう追記するべきである。</u></p>

	<p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地上区間や山岳部トンネル区間の地上施設から発生する騒音・振動・排気により、周辺の動物・植物・生態系への影響が想定されるため、当該影響について適切に調査等を実施し、回避又は極力低減するよう検討すること。 ■ 地上施設から発生する騒音・振動・排気に伴う周辺動物・植物・生態系への影響については、現在の知見では影響の程度を把握することが困難な状況であることから、今後専門家の助言等を受け、必要に応じ環境保全措置の検討及びモニタリング調査を行ってまいります。
オ 調査圧への配慮	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査は、現状把握のための踏査やトラップの設置などの調査圧により、生態系の生息地や生息数に影響を及ぼさないよう、細心の注意を払って実施すること。
カ 事業・措置への反映	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業実施区域のうち由良川を横断する部分については、方法書図面集図-125 ページをみると対象事業実施区域の西半分が生物多様性上重要な里地里山に指定されている。また、図-109 ページをみると田歌のモミーツガ林があり、これらは重要であり避けるべきであり、かなりルートが限定されると思う。さらに、図-101 をみると自然度の高い森林も分布している。対象事業実施区域のうち由良川を横断する部分については、計画を具体化する中で十分配慮いただきたい。(再掲) ○ 図-133 を見ると、このエリアを流れる由良川の上流部分（東側）は「唐戸峡」があり、図-109 を見ると、その山腹には特定植物群落の「田歌のモミーツガ林」がある。図-165 を見ると、砂防指定地（線指定）もある。さらに、図-101 を見ると自然度 9 の自然林が点在している。 以上のこと踏まえると、この区域において由良川をまたぐ橋梁を設置する場合は、環境影響評価をより慎重に適切に実施していただきたい。 ○ 京北地域より南には雲ヶ畠地域があり、歴史的にも植生としても重要である。同地域がトンネル区間なのか明り区間なのかで影響が異なる <p>(自然環境保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業予定地周辺では、カワネズミ、ホンドモモンガ、オオタカ、ブッポウソウ、オオサンショウウオ等の指定希少野生生物の生息が確認されていますので、事業の実施に当たっては、専門家の意見を踏まえ適切な配慮を行ってください。 ○ 指定希少野生生物を含め絶滅のおそれのある野生生物の個体の生息又は生育の環境への影響を最小限にする工法の採用その他の必要な措置を講じるよう努めてください。
キ 堀削発生土による影響の調査等	<p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 事業実施想定区域及びその周辺には、希少な動物・植物の生息・生育地や、京都丹波高原国定公園、京都府歴史的自然環境保全地域等が存在するため、これらの地域における動物・植物・生態系について、本府レッドデータリスト等を参照して十分に把握した上で、動物・植物・生態系に対する影響について適切に調査等を実施し、必要に応じて専門家の助言を受け、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。 ■ 重要な動物・植物・生態系について、京都府レッドデータリスト等を参照して把握しました。また動物・植物・生態系に対する影響については、今後の影響評価の手続きにおいて、現地調査を行い、必要に応じ専門家の助言等を受け、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するよう検討してまいります。
ク 繼続的なモニタリング	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敦賀・新大阪間の約 140km の約 8 割がトンネルとのことで、地表面の改変による影響が少なくなる一方、トンネル掘削で発生する大量の残土について、埋立て場所での生態系への影響が大きいと考えられる。方法書では残土の影響に関する記載がないが、残土の埋立て場所での影響についても検討いただきたい。また、準備書までに残土の影響も踏まえた事業計画は示されるのか。(再掲) ○ 山岳トンネル区間は長大トンネルとなることが予想され、トンネルの堀削発生土が大量に発生することが予想される。甲子園球場に積み上げると数百 m にもなる計算である。搬出先となる埋立地等はあるのか。また、どこかに搬出するとしても仮置き自体により生態系への大きな影響が想定される。(再掲) ○ 「3 (9) 動物、植物、生態系 力 発生土による影響の調査等」について、「(3) 水質、地下水、水資源 キ 降雨災害時の影響の把握、検討」と同じ文言を加えてほしい。本事業はトンネルが中心のため地表への影響は限られると思うが、発生土による影響が大きいと考えられるため、降雨災害に係る内容も加えるべきである。

	<p>理の程度「及び物質循環」も把握と追記してほしい。あまりアセスでは行われることはないが、<u>物質循環から生み出される生態系サービスも重要</u>であるので記載すべきである。同じく「キ 繼続的なモニタリング」について、<u>動物・植物・生態系への影響の「物質循環的手法を含む」モニタリングと追記し、定量的な物質量からのアプローチも加えるべき</u>である。(再掲)</p> <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>建設工事に係る車両や供用後の新幹線の走行は、動物の行動等に影響を及ぼすことが予想されるため、これらの影響について、十分に調査、予測、評価を行い、環境への負荷を低減すること。</u> <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>列車走行における騒音、振動等について、野生生物や生態系に対する環境影響評価項目の記載がない。対象事業実施区域やその周辺には、希少種をはじめ多種多様な野生生物が生息していることから、環境影響評価項目に掲げ、調査及び評価を実施すること。</u> <p>(自然環境保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>列車の走行に伴い発生する騒音や振動は、野生生物に影響を与える可能性が考えられますので、専門家の意見を踏まえ、評価項目として選定することを検討してください。</u> <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>地上区間や山岳部トンネル区間の地上施設から発生する騒音・振動・排気により、周辺の動物・植物・生態系への影響が想定されるため、当該影響について適切に調査等を実施し、回避又は極力低減するよう検討すること。(再掲)</u> ■ <u>地上施設から発生する騒音・振動・排気に伴う周辺動物・植物・生態系への影響については、現在の知見では影響の程度を把握することが困難な状況であることから、今後専門家の助言等を受け、必要に応じ環境保全措置の検討及びモニタリング調査を行ってまいります。(再掲)</u>
--	---

(10) 景観

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 方法書以外の景観資源等の把握	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「2 (10) 景観」又は「(11) 人と自然との触れ合いの活動の場」について、<u>一般意見</u>の中で、工事による観光業に係る影響も懸念されていたので考慮してほしい。 <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業実施区域には豊かな自然環境に恵まれた地域が含まれており、市民の貴重な自然との触れ合いの場となっていることから、<u>眺望点</u>については、現地踏査やヒアリング等の結果を踏まえ、景観保全の観点から、<u>適切に設定</u>すること。 <p>(宇治市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財保護法に基づく<u>重要文化的景観</u>の選定区域が、宇治市及び京都市にあり、景観上の配慮が必要と考えるが、方法書本文及び図面集に記述がないため、記述するとともに、選定区域については回避するよう検討すること。(再掲) ○ <u>景観計画区域</u>については、本文には記載されているが、図面集には記載がないため、記載するとともに、景観計画重点地区については回避するよう検討すること。 <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業実施区域及び周辺区域は、京都丹波高原国定公園や重要伝統的建造物群保存地区として指定されており、<u>豊かな自然と美しい景観</u>を有する地域として、<u>地域の活性化や観光産業の営みの場</u>ともなっている。このため、主要な眺望点からの調査や予測だけでなく、<u>日常的に見える里山や河川の景観等、地域住民や関係団体の視点</u>にも配慮し、<u>それぞれヒヤリング</u>を行ったうえで、影響回避を前提としたルート選定及び工法の検討を行うこと。
イ 工事・施設存在による影響の調査等、影響の回避・低減	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業実施区域のうち<u>由良川を横断する部分</u>については、方法書図面集図-125 ページをみると対象事業実施区域の西半分が生物多様性上重要な里地里山に指定されている。また、図-109 ページをみると田歌のモミーツガ林があり、これらは重要であり避けるべきであり、かなりルートが限定されると思う。さらに、図-101 をみると自然度の高い森林も分布している。<u>対象事業実施区域</u>のうち由良川を横断する部分については、<u>計画を具体化する中で十分配慮</u>いただきたい。(再掲) ○ 図面集の図-125 をみると、由良川を横断する個所は、対象事業実施区域の幅が 4km と狭いうえに、西半分の江和地区は「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている。<u>この場所の近くは、茅葺の里として有名な北集落が存在するエリア</u>でもあり、<u>景観上も重要である</u>。 <p>図-133 を見ると、このエリアを流れる<u>由良川の上流部分（東側）</u>は「唐戸峡」があり、図-109 を見ると、その山腹には特定植物群落の「田歌のモミーツガ林」がある。図-165 を見ると、砂防指定地（線指定）もある。さらに、図-101 を見ると自然度 9 の自然林が点在している。</p> <p>以上のこと踏まえると、<u>この区域において由良川をまたぐ橋梁を設置する場合は、環境影響評価をより慎重に適切に実施</u>していただきたい。(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>京北地域</u>より南側の地域について、ルートの位置や構造によっては、鞍馬や雲ヶ畑等、歴史や文化、湿地の水等が問題になってくる。 ○ <u>かやぶきの里</u>から見える範囲に明り区間がないことが望ましい。 <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>現京都駅付近</u>は、高度に市街化が進んでおり、既存の交通機関の乗降客等も非常に多い地域であることから、<u>工事期間中や供用時における生活環境</u>のほか、<u>安全性や景観</u>にも十分配慮すること。(再掲) ○ 市内の計画路線は地下や山岳トンネルで通過することが想定されており、<u>換気施設及び橋梁等</u>が景観に影響を与える可能性があることから、<u>路線の位置や施設の構造、形状及び色彩等</u>の検討に当たっては、<u>景観の特性</u>を十分に把握し、可能な限り景観への影響の回避、低減に努めること。 <p>(宇治市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財保護法に基づく<u>重要文化的景観</u>の選定区域が、宇治市及び京都市にあり、景観上の配慮が必要と考えるが、方法書本文及び図面集に記述がないため、記述するとともに、<u>選定区域</u>については回避するよう検討すること。(再掲) ○ <u>景観計画区域</u>については、本文には記載されているが、図面集には記載がないため、記載するとともに、景観計画重点地区については回避するよう検討すること。(再掲) ○ 主要な眺望点である<u>宇治橋</u>や世界遺産である平等院からの眺望景観が阻害されることがないよう検討すること。 ○ <u>高架区間</u>や<u>トンネル区間</u>の仮設構造物を含め、<u>地上施設</u>などの築造については、<u>景観に配慮</u>するとともに、<u>必要に応じて事前協議及び許可・届出等の手続き</u>をすること。

(南丹市)

- 対象事業実施区域及び周辺区域は、京都丹波高原国定公園や重要伝統的建造物群保存地区として指定されており、豊かな自然と美しい景観を有する地域として、地域の活性化や観光産業の営みの場ともなっている。このため、主要な眺望点からの調査や予測だけでなく、日常的に見える里山や河川の景観等、地域住民や関係団体の視点にも配慮し、それぞれヒヤリングを行ったうえで、影響回避を前提としたルート選定及び工法の検討を行うこと。

(配慮書知事意見)

- 山岳部トンネル区間も含めて地上施設の設置により、事業実施想定区域及びその周辺に存在する京都丹波高原国定公園、伝統的建造物群保存地区、京都府景観資産登録地区、生物多様性保全上重要な里地里山選定地区等に係る景観資源への影響や同区域における人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響が想定されるため、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。
- 地上の鉄道施設の設置に伴う景観・人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するように検討してまいります。

(11) 人と自然の触れ合いの活動の場

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 方法書以外の場の把握	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「2（10）景観」又は「(11) 人と自然との触れ合いの活動の場」について、<u>一般意見</u>の中で、工事による観光業に係る影響も懸念されていたので考慮してほしい。(再掲) ○ 「2（11）人と自然との触れ合いの活動の場」について、京都市北区鷹峯から日本海に至る古道である「西の鯖街道」が近年はハイキングやトレイルのルートになっている。<u>工事車両運行や新たな道路設置等により利用の阻害といった影響が考えられるため、考慮すべきである。</u>特に京都市北区杉坂から真弓川沿いに北上した真弓八幡町の区間での影響が想定される。 <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業実施区域には豊かな自然環境に恵まれた地域が含まれており、<u>市民の貴重な自然との触れ合いの場となっていること</u>から、<u>眺望点</u>については、現地踏査やヒアリング等の結果を踏まえ、景観保全の観点から、<u>適切に設定</u>すること。(再掲) <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業実施区域及び周辺区域は、京都丹波高原国定公園や重要伝統的建造物群保存地区として指定されており、<u>豊かな自然と美しい景観</u>を有する地域として、地域の活性化や観光産業の営みの場ともなっている。このため、主要な眺望点からの調査や予測だけでなく、<u>日常的に見える里山や河川の景観等、地域住民や関係団体の視点</u>にも配慮し、<u>それぞれヒヤリング</u>を行ったうえで、<u>影響回避を前提としたルート選定及び工法の検討</u>を行うこと。(再掲)
イ 工事・施設存在・供用による影響の調査等、影響の回避・低減	<p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 山岳部トンネル区間も含めて<u>地上施設の設置</u>により、事業実施想定区域及びその周辺に存在する<u>京都丹波高原国定公園、伝統的建造物群保存地区、京都府景観資産登録地区、生物多様性保全上重要な里地里山選定地区</u>等に係る景観資源への影響や同区域における人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響が想定されるため、当該影響を回避又は極力低減するよう検討すること。(再掲) ■ 地上の鉄道施設の設置に伴う景観・人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響については、<u>今後の環境影響評価の手続きにおいて</u>、調査、予測及び評価を行い、当該影響を回避又は極力低減するように検討してまいります。(再掲)

(12) 廃棄物等

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 発生量・場外搬出量・保管・運搬・処分等を定量的に予測、明示	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敦賀・新大阪間の約 140km の約 8 割がトンネルとのことで、地表面の改変による影響が少なくなる一方、トンネル掘削で発生する大量の残土について、埋立て場所での生態系への影響が大きいと考えられる。方法書では残土の影響に関する記載がないが、残土の埋立て場所での影響についても検討いただきたい。 また、<u>準備書までに残土の影響も踏まえた事業計画は示されるのか</u>。（再掲） ○ しかし、今回の事業は、世界的に見ても一二を争う非常に長いトンネルであることから、<u>掘削発生土は膨大な量になると見込まれる</u>。試算によれば、少なく見積もっても 880 万 m³ は発生し(*)、甲子園球場に積み上げると 228m の高さに匹敵する量である。したがって、本事業内での再利用や、他の公共事業等への有効利用等で消費できる量ではないと考えられる。<u>仮に、再利用や有効利用ができる計画があるとしても、一時的に保管しておく土場のようなスペースが必要であり、その面積を森林地域に造成するとなると林地開発許可申請が必要な面積に達する。</u> 以上のことと踏まえると、本事業においては、掘削発生土の取り扱いに関する具体的な事業計画が必要であり、その計画が周辺の環境に及ぼす影響についても調査、予測及び評価をする必要がある。特に、近年は、気候変動に伴い、台風の強大化、集中豪雨の頻発等が危惧されることから、土砂災害や、洪水・浸水の観点からも適切な環境影響評価を実施し、周到な防災対策を講じる必要がある。（再掲） ○ 「3 (12) 廃棄物等」について、<u>駅の設置により人の集まり、交通への影響だけでなく廃棄物の増加も考えられるので考慮してほしい。</u> ○ 「3 (12) 廃棄物等 ア 発生量、取扱方法を詳細に予測」について、<u>発生量及び「運搬含む」処理・処分の方法等の予測、等と追記するべきである。京都市北部等は道路網が限られていることから、本事業では長大トンネル掘削による発生土の運搬が重要である。</u> ○ トンネルの工事方法の検討に当たっては、時間制約から掘削開始場所が検討され、その上で可能な限り地下水への影響がないルートを選ぶことになる。<u>本事業では山岳トンネル区間で道路が限られている中で、土を運ぶ車両が通ることになるので、その元になる発生土量の予測が重要であることが特徴だと思う。</u> <u>他のトンネル掘削事業では、幹線道路の近くであっても交通への影響が出来る限りないような工事車両の合流方法の工夫や、立坑から長いベルトコンベアを設置して運び出すといった工夫があるが、本事業では難しいと思うので、十分なシミュレーションが必要である。</u> <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事に伴い大量の土砂等の発生が想定されることから、<u>土砂等の排出量の予測を適切に行い、その保管・処理の方法を明確にするとともに、工事用車両による環境影響を適切に評価すること</u>。また、残土については、周辺地域における公共事業等での有効活用に努めること。 <p>(城陽市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設発生土及び建設汚泥の発生量は工法によって違うことから、できる限り発生量を抑える工法を選定するとともに、<u>発生する発生土や汚泥の処分方法や処分量を明らかにし、適切な環境保全を検討すること</u>。 <p>(南丹市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市を通過する区間については、方法書段階においてトンネル区間と位置付けられていることから、<u>工事により大量の土砂が発生する</u>だけでなく、その中に有害物質が含まれているおそれもあり、仮置場周辺への環境影響や河川流出による水質汚濁、動植物の生息環境への影響が懸念される。このため、工事の実施に伴い発生する<u>土砂の質・量、仮置き場や排出方法、土砂等の有効活用や処分等</u>について、調査及び評価を行い<u>関係自治体に示すこと</u>。特に碎石・土砂等残土については、周辺地域において有効利用できるよう努めること。また、自然及び生活環境への影響回避に向けて、地域特性を把握するため、入念な地域踏査及び地域住民や関係団体へのヒヤリングを行うこと。（再掲） <p>(乙訓保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 向日市内及び長岡市内において<u>トンネル掘削により発生する土は、含水率により産業廃棄物「汚泥」に該当する可能性があるため留意すること</u>。 <p>(南丹保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 方法書 7-2 ページ、表 7-1-2 における影響要因の区分のうち、「切り土工等又は既存の工作物の除去」、「トンネルの工事」及び「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」にあたっては、これら<u>工事に伴い相当量の建設廃棄物の発生が想定される</u>。 <p>これら影響要因について「建設工事に伴う副産物」の一部及び「廃棄物」が環境影響評価項目に選定されていないが、<u>近隣の産業廃棄物処理施設の受入能力には限りがあり、これらの再生利用が適切に行われるか、又、法令に従った適正処理が可能かどうかの観点からも、環境影響評価項目に選定の上、予測及び評価する必要がある</u>と考える。</p>
イ 発生量・搬出量	(京都市)

<p>の抑制、再利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事に伴い大量の土砂等の発生が想定されることから、土砂等の排出量の予測を適切に行い、その保管・処理の方法を明確にするとともに、工事用車両による環境影響を適切に評価すること。また、<u>残土については、周辺地域における公共事業等での有効活用に努めること。</u>(再掲) (城陽市) ○ <u>建設発生土及び建設汚泥の発生量は工法によって違うことから、できる限り発生量を抑える工法を選定するとともに、発生する発生土や汚泥の処分方法や処分量を明らかにし、適切な環境保全を検討すること。</u>(再掲) (向日市) ○ 森本地区において<u>区画整理事業が予定されていることから、当該事業と北陸新幹線事業を総合的に勘案し、環境に配慮すること。</u>(再掲) (京田辺市) ○ <u>トンネル掘削によるずり出し等工事に伴い発生する残土の処理について、自然環境への影響を回避又は低減するため、本工事区域内での土砂等による盛土への再利用や受入れ先やリサイクル等について十分に検討すること。</u> ○ 敦賀・新大阪間は、大部分がトンネル区画となることが想定され、<u>膨大な建設残土の発生が予測される</u>。このため、このような<u>建設残土を有効に活用する治水対策事業の実施など、北陸新幹線(敦賀・新大阪間)の建設を生かし、地域の安全・安心につながる公共事業を国において実施していただけるよう国と調整していただきたい。</u> (南丹市) ○ 本市を通過する区間については、方法書段階においてトンネル区間と位置付けられていることから、<u>工事により大量の土砂が発生する</u>だけでなく、その中に有害物質が含まれているおそれもあり、仮置場周辺への環境影響や河川流出による水質汚濁、動植物の生息環境への影響が懸念される。このため、工事の実施に伴い発生する<u>土砂の質・量、仮置き場や排出方法、土砂等の有効活用や処分等</u>について、調査及び評価を行い<u>関係自治体に示すこと</u>。特に<u>碎石・土砂等残土については、周辺地域において有効利用できるよう努めること</u>。また、自然及び生活環境への影響回避に向けて、地域特性を把握するため、入念な地域踏査及び地域住民や関係団体へのヒヤリングを行うこと。(再掲) (久御山町) ○ トンネル掘削による<u>残土を沿線自治体の事業を含む他事業で活用すること</u>については、<u>久御山町の新市街地整備事業等の進捗に配慮していただきたい</u>。 <p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>トンネル掘削等の工事に伴う発生土について、発生量及び場外搬出量を抑制する</u>よう検討するとともに、発生土の保管や場外搬出に当たっては、自然環境及び生活環境への影響を把握し、回避又は極力低減するよう検討すること。 ■ 発生土については、<u>本事業内での再利用や、他の公共事業への有効活用に努める等して、場外搬出量を抑制することとします</u>。また、発生土の一時保管や場外への搬出にあたっての自然環境及び生活環境への影響に関しては、本方法書及び、<u>今後の環境影響評価手続の中で影響の把握及び回避・低減の検討を行うこととします</u>。 □ <u>工事中及び供用時に発生する廃棄物について、発生量の抑制及び発生した廃棄物の再生利用を検討すること</u>。 ■ 廃棄物については、<u>第7章に記載のとおり、今後の環境影響評価の手続きの中で、調査、予測・評価を行うこととします</u>。また、<u>再利用については、関係法令に則り適切に対応することとします</u>。
<p>ウ 他の環境要素に対する影響の調査等、影響の回避・低減</p>	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敦賀・新大阪間の約140kmの約8割がトンネルとのことで、<u>地表面の改変による影響が少なくなる一方、トンネル掘削で発生する大量の残土について、埋立て場所での生態系への影響が大きいと考えられる</u>。方法書では残土の影響に関する記載がないが、<u>残土の埋立て場所での影響についても検討いただきたい</u>。また、<u>準備書までに残土の影響も踏まえた事業計画は示されるのか</u>。(再掲) ○ 以上のことを踏まえると、本事業においては、<u>掘削発生土の取り扱いに関する具体的な事業計画</u>が必要であり、その計画が周辺の環境に及ぼす影響についても調査、予測及び評価をする必要がある。特に、近年は、気候変動に伴い、台風の強大化、集中豪雨の頻発等が危惧されることから、土砂災害や、洪水・浸水の観点からも適切な環境影響評価を実施し、周到な防災対策を講じる必要がある。(再掲) ○ <u>山岳トンネル区間では残土発生場所の道路を通ることができるトラックの大きさが限定されるため、どこかで仮置きし、より大型のトラックに残土を積み替えるような場合、昨年の台風の様に一時的に強い雨が降ると橋脚で川を堰き止める可能性もある。流れた土砂が橋桁等に溜まることによる水害への影響の可能性も検討してほしい</u>。(再掲)

- (京都市)
- 工事に伴い大量の土砂等の発生が想定されることから、土砂等の排出量の予測を適切に行い、その保管・処理の方法を明確にするとともに、工事用車両による環境影響を適切に評価すること。また、残土については、周辺地域における公共事業等での有効活用に努めること。(再掲)
- (城陽市)
- 建設発生土及び建設汚泥の発生量は工法によって違うことから、できる限り発生量を抑える工法を選定するとともに、発生する発生土や汚泥の処分方法や処分量を明らかにし、適切な環境保全を検討すること。(再掲)
- (南丹市)
- 土砂搬出車両の通行が相当台数見込まれることから、交通安全や騒音・振動、排ガス等による生活環境や観光地への影響について十分な調査を実施すること。特に狭小な道路区域や道路の構造等、既存の道路状況を調査のうえ、工事車両専用道路や鉄軌道の建設等、多様な手法を検証し、地域住民や観光客等に影響を与えないよう通行経路を検討すること。また、工事施工にあたっては、施工業者の安全管理や道路走行時のマナーについても指導を徹底すること。(再掲)
 - 本市を通過する区間については、方法書段階においてトンネル区間と位置付けられていることから、工事により大量の土砂が発生するだけでなく、その中に有害物質が含まれているおそれもあり、仮置場周辺への環境影響や河川流出による水質汚濁、動植物の生息環境への影響が懸念される。このため、工事の実施に伴い発生する土砂の質・量、仮置き場や排出方法、土砂等の有効活用や処分等について、調査及び評価を行い関係自治体に示すこと。特に碎石・土砂等残土については、周辺地域において有効利用できるよう努めること。また、自然及び生活環境への影響回避に向けて、地域特性を把握するため、入念な地域踏査及び地域住民や関係団体へのヒヤリングを行うこと。(再掲)
- (配慮書知事意見)
- トンネル掘削等の工事に伴う発生土について、発生量及び場外搬出量を抑制するよう検討するとともに、発生土の保管や場外搬出に当たっては、自然環境及び生活環境への影響を把握し、回避又は極力低減するよう検討すること。(再掲)
 - 発生土については、本事業内での再利用や、他の公共事業への有効活用に努める等して、場外搬出量を抑制することとします。また、発生土の一時保管や場外への搬出にあたっての自然環境及び生活環境への影響に関しては、本方法書及び、今後の環境影響評価手続の中で影響の把握及び回避・低減の検討を行うこととします。(再掲)

(13) 温室効果ガス

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
ア 温室効果ガスの適切な予測	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地で工事が実施される場合、資材搬入や土砂搬出のために工事用車両が大量に走行することで周辺道路の渋滞等が懸念されることから、市民生活や大気汚染への影響に加え、<u>渋滞等の発生による温室効果ガスの排出についても配慮すること。</u> ○ <u>列車走行に伴って排出される温室効果ガスについても検討すること。</u> ○ 温室効果ガス排出量の積算に当たっては、必要に応じて、工事の実施に伴う<u>樹木伐採による二酸化炭素固定量の減少分について配慮すること。</u>
イ 温室効果ガスの低減	<p>(配慮書知事意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>工事及び供用に伴う温室効果ガスについて、可能な限り排出量を低減するよう検討すること。</u> ■ 温室効果ガスについては、第7章に記載のとおり、<u>今後の環境影響評価の手続きの中で、調査、予測・評価を行うこととします。</u>

■その他

項目	○意見、□配慮書知事意見、■事業者見解
工事の周知、関係機関との協議調整等	<p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 方法書に対し、多数の意見が提出されているが、それぞれの意見をしっかりと踏まえながら計画を進めること。また、<u>工事の実施に当たっても、地元住民との信頼関係の構築に努めること。</u>(再掲) <p>(長岡京市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>工事車両等通行することが見込まれる場合は地域住民への周知を行うなど、配慮をお願いします。</u>また、騒音・振動・粉じん等による環境影響について、様々な要因を考慮に入れた上で詳細に調査を行い、抑制に努めてください。<u>事業に際して苦情の申し立て等があった場合には真摯に対応してください。</u>(再掲) <p>(八幡市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>事業詳細等が決定次第、必要に応じて、農業委員会事務局と協議をお願いします。</u> <p>(京田辺市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルート、駅位置は、将来のまちづくりに影響を与える重要な要素となる。このため、環境に与える影響を回避低減することはもとより、在来線駅との乗り継ぎが短時間でストレス無く行えることや、本市のまちづくりの計画との整合を図り、<u>新幹線の整備効果を本市のみならず京都府南部地域の発展に生かすためにも、早い段階から地元自治体との綿密な協議調整を行うこと。</u>(再掲)